

広島市建築物耐震改修促進計画（第2期）

平成28年（2016年）4月

広島市

目 次

第1章 計画策定の背景・目的等

1-1	背景	1
	(1) 耐震改修促進法の制定と広島市建築物耐震改修促進計画の（第1期）の策定	1
	(2) 広島市建築物耐震改修促進計画の改定	1
1-2	目的	2
1-3	位置付け	2

第2章 計画の基本的事項

2-1	計画期間	3
2-2	対象区域	3
2-3	対象建築物	3

第3章 建築物の耐震化の現状と目標

3-1	広島市における想定地震及び被害の状況	7
	(1) 想定地震及び規模等	7
	(2) 地震被害の想定	9
3-2	耐震化の現状	10
	(1) 多数の者が利用する建築物の現状の耐震化率	10
	(2) 住宅の現状の耐震化率	11
3-3	耐震化率の目標	12
	(1) 多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標	12
	(2) 住宅の耐震化率の目標	13

第4章 建築物等の耐震化に関する基本的な方針

4-1	建築物等の地震に対する安全性の向上に係る取組・支援の体系	14
4-2	建築物の耐震化への取組・支援の方針	15
	(1) 要緊急安全確認大規模建築物	15
	(2) 避難路等沿道建築物	16
	(3) 防災拠点建築物	16
	(4) 特定既存耐震不適格建築物	17
	(5) 住宅	17

第5章 耐震化の促進を図るための取組・支援

5-1	地震発生時に通行を確保すべき道路の指定	19
(1)	沿道建築物の耐震診断を義務付ける道路	19
(2)	沿道建築物の耐震診断等の促進を図ることが必要な道路	23
5-2	建築物の耐震診断・耐震改修の促進	24
(1)	耐震診断・耐震改修への支援	24
(2)	耐震診断・耐震改修に対する意識啓発及び知識の普及	28
(3)	耐震診断・耐震改修のための環境整備	30
5-3	その他の安全対策の推進	31
(1)	安全対策の周知	31
(2)	震災後の緊急対策	33
(3)	地震にともなう崖崩れ等による建築物の被害軽減対策	34

第6章 建築物の所有者に対する指導等

6-1	耐震改修促進法に基づく指導等の実施	35
(1)	指導及び助言	35
(2)	指示	35
(3)	公表	36
6-2	建築基準法に基づく勧告又は命令の実施	37
(1)	建築基準法による勧告・命令の概要	37
(2)	勧告	37
(3)	命令	37

第7章 耐震診断・耐震改修の推進体制

7-1	役割分担及び連携	38
(1)	建築物の所有者の役割	38
(2)	本市の役割	38
(3)	建築関係団体の役割	38
7-2	計画のフォローアップ	40
(1)	耐震化の進行管理	40
(2)	計画の見直し	40

問合わせ先一覧 41

用語の解説 42

別冊 資料編

第1章 計画策定の背景・目的等

1-1 背景

(1) 耐震改修促進法の制定と広島市建築物耐震改修促進計画（第1期）の策定

平成7年（1995年）1月に発生した阪神・淡路大震災（兵庫県南部地震）では、建築物の倒壊等により多くの尊い生命が失われました。この地震による建築物の被害状況をみると、昭和56年5月31日以前の耐震設計基準^(用語)（以下「旧耐震基準」といいます。）により建築された建築物の被害が顕著でした。この状況に鑑み、建築物の耐震改修を重要な施策として推進するため、平成7年（1995年）10月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」^(資料)（以下「耐震改修促進法」といいます。）が制定されました。

その後、国において融資制度の創設等、耐震改修に関する支援策を実施してきましたが、耐震改修が進まない状況から、施策の充実による耐震改修の促進が必要とされていました。

平成17年（2005年）3月には、中央防災会議^(用語)において、「地震による死者数及び経済被害額を10年後に被害想定から半減させるための建築物の耐震改修」の方向づけがされました。さらに、同年6月の住宅・建築物の地震防災推進会議^(用語)においては、「住宅及び特定建築物^(用語)の耐震化率^(用語)を平成27年（2015年）までに少なくとも9割にすべき」という提言を受けて、平成17年（2005年）11月に耐震改修促進法が改正され、平成18年（2006年）1月に施行されました。

この法改正により、都道府県は、国が定めた「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年（2006年）国土交通省告示第184号）」^(資料)（以下「国の基本方針」といいます。）に基づいて、都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」といいます。）を策定することが義務付けられました。また、市町村については、国の基本方針及び都道府県耐震改修促進計画を勘案し、市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」といいます。）を策定するよう努めることが定められました。

広島県においては、平成19年（2007年）3月に「広島県耐震改修促進計画」を策定し、耐震改修等を計画的に促進するための基本的な枠組みを示しました。

こうしたことを受け、本市では、平成21年（2009年）3月に第1期である「広島市建築物耐震改修促進計画」（以下「第1期計画」といいます。）を策定し、市域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ってきました。

(2) 広島市建築物耐震改修促進計画の改定

その後、国においては、南海トラフの巨大地震や首都直下地震の発生により、平成23年（2011年）3月に発生した東日本大震災を超える甚大な被害が想定される中、住宅・建築物の耐震化の促進が喫緊の課題であるとして、建築物の耐震化の促進のための規制強化や耐震化の円滑な促進のための措置を盛り込み、平成25年（2013年）に耐震改修促進法や国の基本方針を改正しました。

また、広島県においては、平成28年（2016年）3月に「広島県耐震改修促進計画（第2期計画）」（以下「県計画」といいます。）を策定しました。

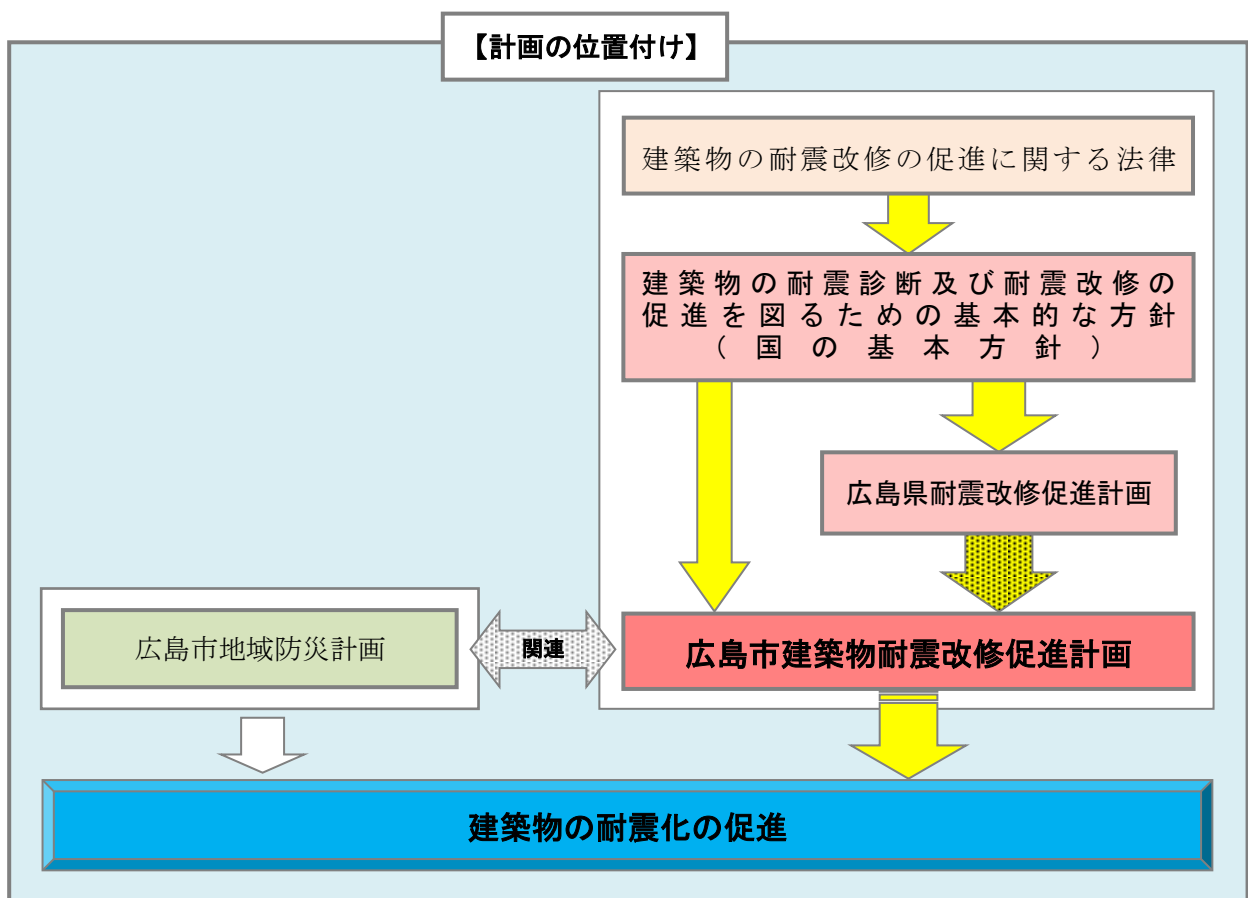
本市においては、第1期計画の期間を平成27年度（2015年度）までとしていることから、平成25年（2013年）に改正された耐震改修促進法や平成28年（2016年）3月に更に改正された国の基本方針を踏まえ、第1期計画の改定となる「広島市建築物耐震改修促進計画（第2期）」（以下「本計画」といいます。）を策定します。

1-2 目的

本計画は、県計画に基づき、地震発生時における建築物の倒壊等の被害から市民の生命・身体及び財産を保護するため、「広島市地域防災計画」^(用語)の関連計画として、建築物の耐震化に関する目標、基本方針及びその取組・支援などを示すことで、災害に強いまちづくりを進めることを目的としています。

1-3 位置付け

本計画は、国の基本方針及び県計画に基づき、耐震改修促進法第6条第1項に規定する市町村耐震改修促進計画として策定します。



第2章 計画の基本的事項

2-1 計画期間



国の基本方針において平成32年（2020年）までの耐震化率の目標を示していることや県計画の期間が平成28年度（2016年度）から平成32年度（2020年度）までとされていることを踏まえ、本計画の計画期間は、平成28年度（2016年度）から平成32年度（2020年度）までの5年間とします。

2-2 対象区域



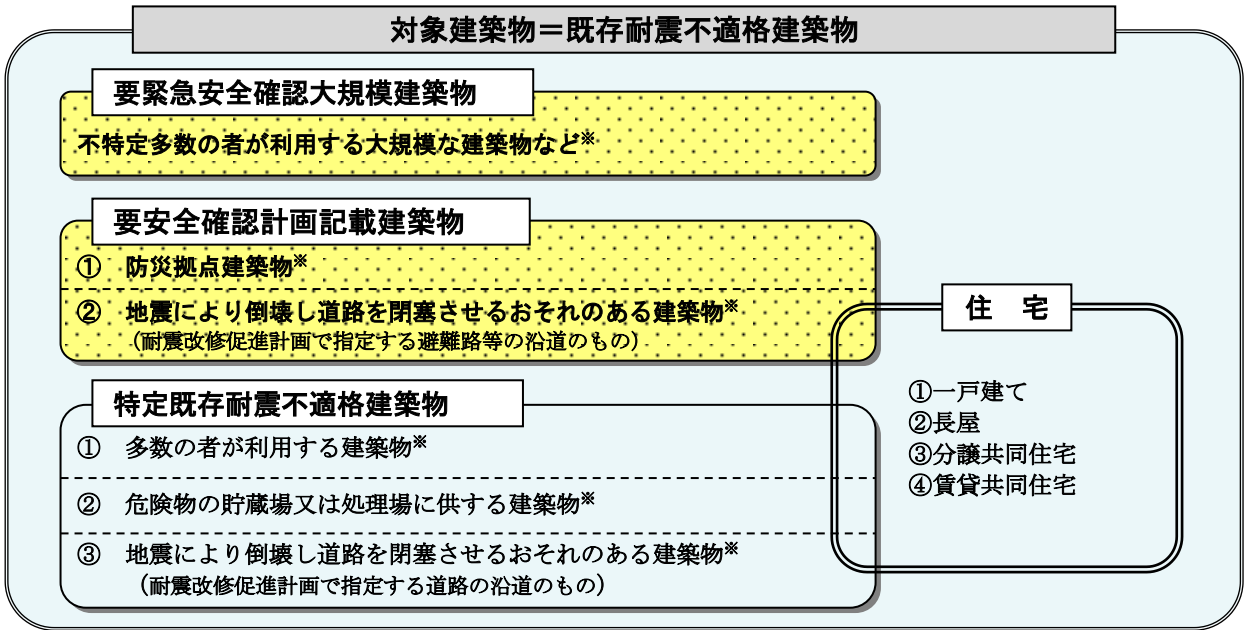
本計画の対象区域は、広島市全域とします。

2-3 対象建築物

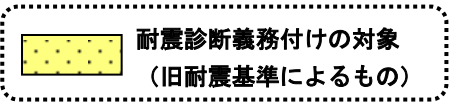
耐震改修促進法では、既存耐震不適格建築物^(用語)のうち、要緊急安全確認大規模建築物（不特定多数の者が利用する大規模建築物など）や要安全確認計画記載建築物（耐震改修促進計画で指定されるもの）の所有者に対して、耐震診断が義務付けされ、耐震改修の努力義務が課されています。

また、特定既存耐震不適格建築物や住宅などその他の既存耐震不適格建築物の所有者に対しても、耐震診断及び耐震改修の努力義務が課されています。

こうしたことを踏まえ、本計画の対象建築物は、既存耐震不適格建築物とします。



※ 用途や規模等の要件は、P 4 から P 6 までの表・イメージ図を参照



【特定既存耐震不適格建築物及び要緊急安全確認大規模建築物】

用 途		特定既存耐震不適格建築物 の用途に応じた規模要件	要緊急安全確認大規模建築物 の用途に応じた規模要件 (耐震診断義務付け対象)	
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数 2 以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む	階数 2 以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む	
	上記以外の学校	階数 3 以上かつ1,000㎡以上	—	
体育館		階数 1 以上かつ1,000㎡以上	一般公共の用に供されるもので、階数 1 以上かつ5,000㎡以上	
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数 3 以上かつ1,000㎡以上	階数 3 以上かつ5,000㎡以上	
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場				—
百貨店、マーケット その他の物品販売業を営む店舗				階数 3 以上かつ5,000㎡以上
ホテル、旅館				—
賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿				
事務所				階数 2 以上かつ1,000㎡以上
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの				
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
幼稚園、保育所		階数 2 以上かつ500㎡以上		
博物館、美術館、図書館		階数 3 以上かつ5,000㎡以上		
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行 その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く)			—	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			階数 3 以上かつ5,000㎡以上	
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			一般公共の用に供されるもので、階数 3 以上かつ5,000㎡以上	
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物			階数 3 以上かつ5,000㎡以上	
②危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物			政令で定める数量(次ページの表を参照)以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	左記に該当し、階数 1 以上かつ5,000㎡以上(敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る。)
③地震により倒壊し道路閉塞させるおそれのある建築物		耐震改修促進計画で指定する道路(本計画 5-1(2)(P23)で指定)の沿道建築物であって、一定の高さを超える(P6のイメージ図を参照)もの	—	

①多数の者が利用する建築物

【政令で定める危険物の種類及び数量等】

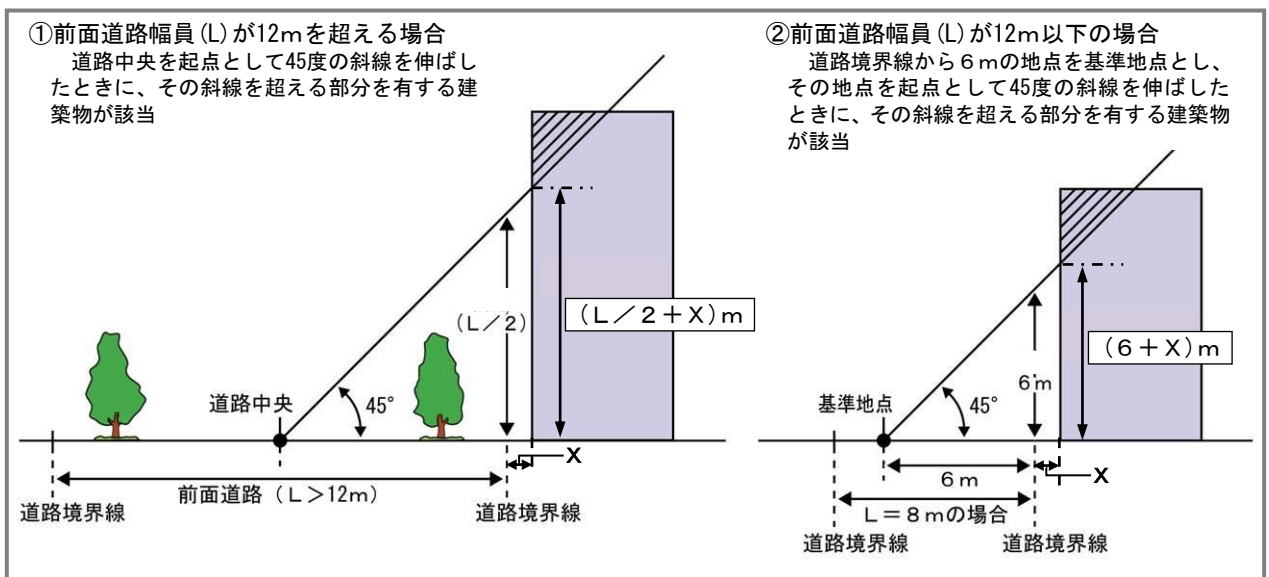
特定既存耐震不適格建築物の要件		要緊急安全確認大規模建築物の要件 (耐震診断義務付け対象) 5,000㎡以上の建築物	
危険物の種類	危険物の数量	左欄に示す危険物の種類に応じた数量を有し、当該建築物の外壁又はこれにかわる柱の面から敷地境界線までの距離が下記に定める距離以下のもの	
①	火薬類（法律で規定）	火薬類取締法施行規則で規定する火薬類の種類及び数量に応じた第1種保安距離	
	イ 火薬		10 t
	ロ 爆薬		5 t
	ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管		50万個
	ニ 銃用雷管		500万個
	ホ 実包若しくは空包、 信管若しくは火管又は電気導火線		5万個
	ヘ 導爆線又は導火線		500km
	ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火		2 t
チ その他の火薬を使用した火工品 その他の爆薬を使用した火工品	火薬 10 t 爆薬 5 t		
②	消防法第2条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第3の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量	50m
③	危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類及び同表備考第8号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類 30 t 可燃性液体類 20m ³	
④	マッチ	300マッチトン（※）	
⑤	可燃性のガス（⑦及び⑧を除く。）	2万m ³	
⑥	圧縮ガス	20万m ³	一般高圧ガス保安規則、コンビナート等保安規則、液化石油ガス保安規則等に規定する保安距離等（コンビナート等保安規則第5条第1項第5号に規定する製造施設の場合は50m）
⑦	液化ガス	2,000 t	
⑧	毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）	毒物 20 t 劇物 200 t	—

※ マッチトンはマッチの計量単位、1マッチトンは、並列マッチ（56×36×17mm）で72,000個、約120kg

【要安全確認計画記載建築物】

区 分	要安全確認計画記載建築物の要件（耐震診断義務付け対象）
防災拠点建築物	大規模な地震が発生した場合に、その利用を確保することが公益上必要な病院や官公署などの防災拠点建築物のうち旧耐震基準によるもので、都道府県耐震改修促進計画で指定された建築物（県計画で指定されている本市域内の耐震診断を義務付けられた防災拠点建築物は、4-2(3)（P16）を参照）
地震により倒壊し道路を閉塞させるおそれのある建築物	耐震改修促進計画で指定する重要な避難路等（本計画5-1(1)（P19）で指定）の沿道の旧耐震基準による建築物であって、一定の高さを超える（次のイメージ図を参照）もの

【地震により倒壊し道路を閉塞させるおそれのある建築物（イメージ図）】



第3章 建築物の耐震化の現状と目標

3-1 広島市における想定地震及び被害の状況

(1) 想定地震及び規模等

広島市地震被害想定調査（平成25年度（2013年度））では、本市において想定される地震を6ケース選定しており、その規模等は、次のとおりです。

【想定地震及びその規模等】

地震名	地震タイプ (用語)	長さ	幅	マグニチュード (用語)※1	今後30年以内の 発生確率※2
南海トラフ巨大地震 ※4	プレート間	—	—	9.0	—※3
日向灘及び南西諸島海溝周辺（安芸灘～伊予灘～豊後水道）の地震 ※4	プレート内	—	—	6.7～7.4	40%
五日市断層帯（五日市断層）による地震	地殻内	約20km	約25km	7.0程度	不明
五日市断層帯（己斐～広島西縁断層帯）による地震	地殻内	約10km	不明	6.5程度	不明
岩国断層帯による地震	地殻内	約44km	20km程度	7.6程度	0.03～2%
安芸灘断層群（広島湾～岩国沖断層帯）による地震	地殻内	約37km	不明	7.4程度	不明

注：表中の数値等は、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」、地震調査研究推進本部の各断層等の「長期評価」による。

※1：南海トラフ巨大地震のみモーメントマグニチュード。その他は気象庁マグニチュード

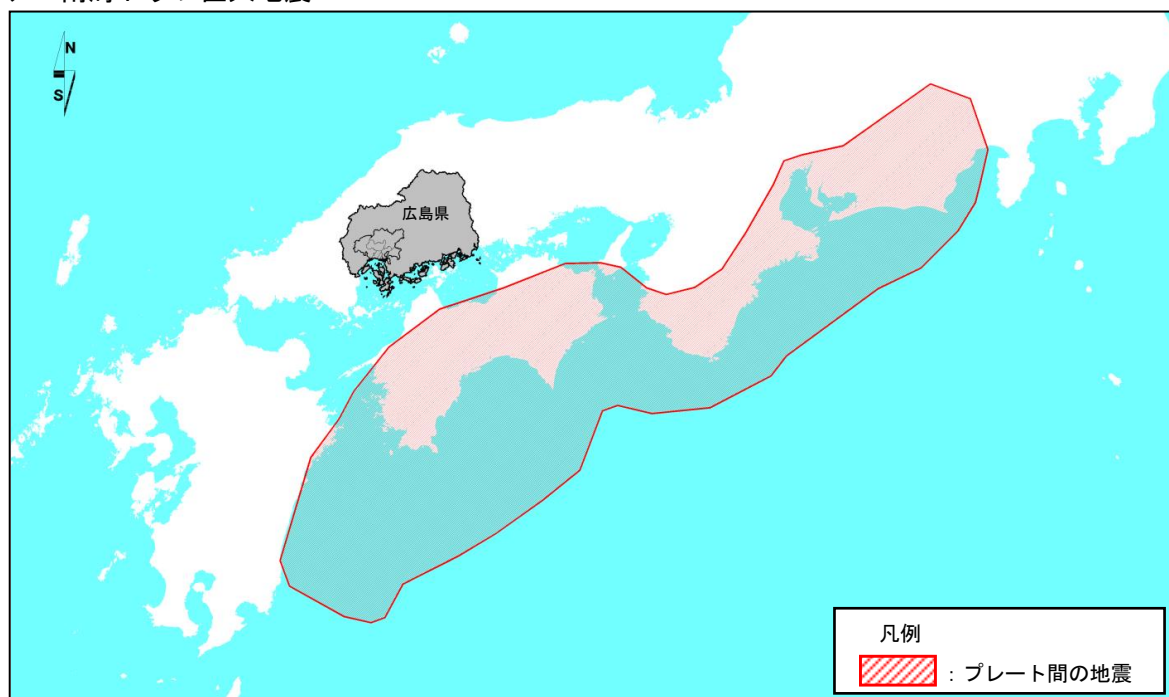
※2：発生確率とは、今後30年以内に発生する確率（文部科学省 地震調査研究推進本部の長期評価（平成25年（2013年）11月22日改訂）に基づく。）である。

※3：南海トラフで発生する地震（M8～9）の発生確率は60～70%とされているが、最大クラス（M9）の地震の発生確率は示されていない。

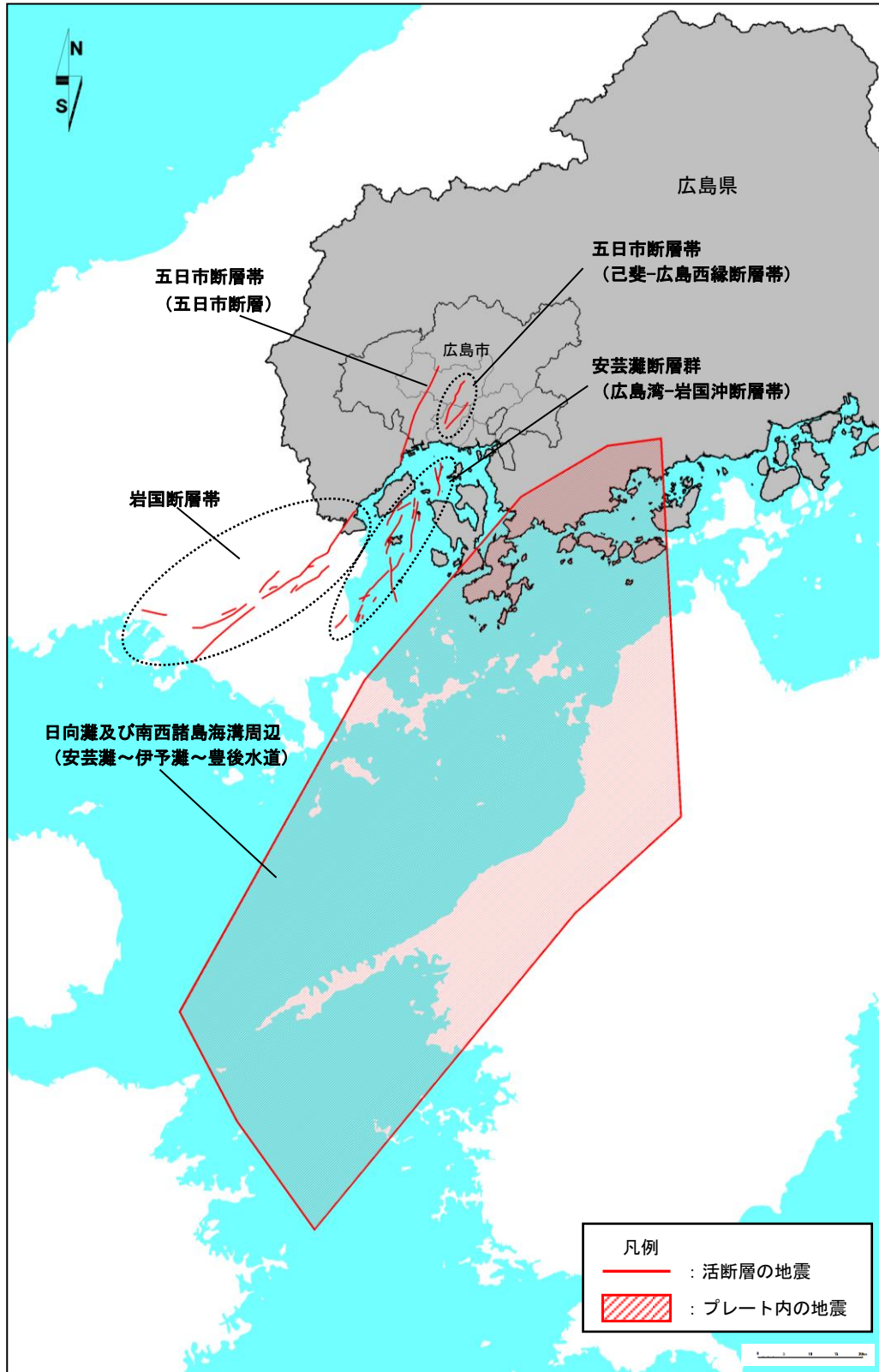
※4：南海トラフ巨大地震、安芸灘～伊予灘～豊後水道の地震は、震源域が広いため、端部の位置等の諸元は記載していない。

【想定地震位置図】

ア 南海トラフ巨大地震



イ 既に明らかとなっている断層等を震源とする地震



(2) 地震被害の想定

広島市地震被害想定調査（平成25年度（2013年度））では、各想定地震による本市の建物被害及び人的被害を次のように想定しています。

【想定地震による建物被害】

(棟)

地震名	全壊(用器)			半壊(用器)		
	揺れ	地盤の液状化 などその他	計	揺れ	地盤の液状化 などその他	計
南海トラフ巨大地震	176	18,520	18,696	4,289	39,831	44,120
日向灘及び南西諸島海溝周辺（安芸灘～伊予灘～豊後水道）の地震	2,704	6,586	9,290	20,050	15,089	35,139
五日市断層帯（五日市断層）による地震	2,390	2,366	4,756	17,558	4,220	21,778
五日市断層帯（己斐～広島西縁断層帯）による地震	3,952	2,383	6,335	22,755	4,194	26,949
岩国断層帯による地震	0	2,043	2,043	311	3,520	3,831
安芸灘断層群（広島湾～岩国沖断層帯）による地震	789	3,223	4,012	8,743	11,645	20,388

注-1：全壊及び半壊の「揺れ」は地震動による直接的な被害によるもので、「その他」は、地震により生じた現象（地盤の液状化、土砂災害、津波及び火災（全壊のみ））による建物被害の合計。

注-2：地震火災による建物被害は、冬深夜の最大風速（冬：11m/秒）の場合。

【想定地震による人的被害】

(人)

地震名	死者			負傷者		
	建物 倒壊等	津波など その他	合計	建物 倒壊等	津波など その他	合計
南海トラフ巨大地震	10	3,897	3,907	837	1,833	2,670
日向灘及び南西諸島海溝周辺（安芸灘～伊予灘～豊後水道）の地震	163	4,429	4,592	4,298	1,096	5,394
五日市断層帯（五日市断層）による地震	148	1	149	3,779	3	3,782
五日市断層帯（己斐～広島西縁断層帯）による地震	244	2	246	5,049	5	5,054
岩国断層帯による地震	0	0	0	57	0	57
安芸灘断層群（広島湾～岩国沖断層帯）による地震	46	3,043	3,089	1,796	978	2,774

注-1：建物倒壊等は建物倒壊、屋内収容物移動・転倒による被害の合計。その他は土砂災害、火災、津波及びブロック塀転倒による被害の合計。

注-2：地震が冬深夜に発生する場合（建物倒壊等による死者が最大となるケース）で、風速11m/秒の場合。

3-2 耐震化の現状

国の基本方針や県計画においては、耐震化の促進について、直接的に地震の影響を大きく受ける多数の者が利用する建築物（P4の表の用途・規模の要件に該当する全ての建築物をいいます。）及び住宅の耐震化率を指標として、現状の把握と目標値の設定を行っています。これを踏まえ、本計画においても多数の者が利用する建築物及び住宅の現状の耐震化率を推計しました。

(1) 多数の者が利用する建築物の現状の耐震化率

平成27年度（2015年度）時点で、多数の者が利用する建築物に該当するものは、本市域内に約7,000棟あると推計されます。

このうち昭和56年（1981年）6月1日以降の耐震設計基準（以下「新耐震基準」といいます。）により建築された建築物が約4,400棟（約63%）であり、旧耐震基準により建築された建築物のうち、耐震改修などにより耐震性を有する建築物^(用脚)は約1,600棟（約23%）と推計されます。

以上のことから、多数の者が利用する建築物のうち約6,100棟が耐震性を有していると考えられ、平成27年度（2015年度）時点の耐震化率は約87%と推計され、第1期計画において目標としていた90%に達しませんでした。

第1期計画の計画期間を経て、多数の者が利用する建築物の耐震化率は、平成20年度（2008年度）の約81%から平成27年度（2015年度）の約87%へと推移し、年平均0.86ポイントの伸び率となっています。

この間、耐震診断への補助制度を創設し、耐震化への動機付けとなる耐震診断の実施を促してきましたが、実績件数が多くなかったことから、所有者の耐震化への意識が十分に高まっていないことが考えられます。

【多数の者が利用する建築物の耐震化率の推計結果（平成27年度（2015年度））】 (棟)

用途	旧耐震基準による建築物		新耐震基準による建築物 (エ)	合 計			
	(ア) = (イ) + (ウ)	うち耐震性を有する建築物 (イ)		うち耐震性の不足する建築物 (ウ)	(オ) = (ア) + (エ)	うち耐震性を有する建築物 (カ) = (イ) + (エ)	耐震化率 (%) (カ)/(オ) ×100
学校	364	267	97	319	683	586	85.8
病院・診療所	77	38	39	127	204	165	80.9
店舗・百貨店	90	48	42	100	190	148	77.9
ホテル・旅館等	59	23	36	85	144	108	75.0
賃貸共同住宅等	1,036	800	236	2,360	3,396	3,160	93.1
事務所	513	290	223	677	1,190	967	81.3
社会福祉施設等	19	6	13	242	261	248	95.0
幼稚園・保育所	108	29	79	105	213	134	62.9
その他	280	128	152	421	701	549	78.3
合 計	2,546	1,629	917	4,436	6,982	6,065	86.9

注-1：上表の（ア）と（エ）の建築物の棟数は、広島市消防局のデータ（平成27年（2015年）3月）等によります。

注-2：旧耐震基準による建築物のうち、耐震性を有する民間建築物は、国が行った耐震診断に関するアンケート調査（平成16年（2004年）3月）結果により用途別に推計しました。

(参考)

市有建築物（多数の者が利用する建築物）の耐震化率（平成27年度（2015年度））（棟）

旧耐震基準による建築物			新耐震基準 による 建 築 物	合 計		
(ア) = (イ) + (ウ)	うち耐震性を 有する建築物 (イ)	うち耐震性の 不足する建築物 (ウ)		(オ) = (ア) + (エ)	うち耐震性を 有する建築物 (カ) = (イ) + (エ)	耐震化率 (%) (カ)/(オ) ×100
532	354	178	367	899	721	80.2

市有建築物（多数の者が利用する建築物）は、第1期計画の期間内に学校の耐震改修を優先的に進めてきた結果、耐震化率が約68%から約80%へと約12ポイント上昇しています。

(2) 住宅の現状の耐震化率

平成25年（2013年）の住宅・土地統計調査（総務省統計局）を基に、平成27年度（2015年度）の本市における人が居住している住宅（戸建て住宅、長屋及び共同住宅）数を推計すると約50万戸です。

これを建築時期別にみると、新耐震基準により建築された耐震性を有する住宅が約38万戸（約75%）、旧耐震基準により建築された住宅が約13万戸（約25%）です。

この旧耐震基準により建築された住宅約13万戸のうち、耐震改修などにより耐震性を有すると考えられる住宅は、統計調査の耐震改修の実績数と国のアンケート調査から推計を行うと、約6万戸となります。

以上のことから、市内の人が居住している住宅のうち、耐震性を有すると考えられる住宅は約43万戸となり、平成27年度（2015年度）時点の住宅の耐震化率は約86%と推計され、第1期計画において目標としていた90%に達しませんでした。

第1期計画の計画期間を経て、住宅の耐震化率は、平成20年度（2008年度）の約82%から平成27年度（2015年度）の約86%へと推移し、年平均0.57ポイントの伸び率となっています。

この間、耐震診断や補強設計への補助制度により、耐震化への支援を実施してきましたが、実績件数が多くなかったことから、所有者の耐震化への意識が十分に高まっていないことが考えられます。

【住宅の耐震化率（平成27年度（2015年度））】

（戸）

	旧耐震基準による建築物			新耐震基準 による 建 築 物	合 計		
	(ア) = (イ) + (ウ)	うち耐震性を 有する建築物 (イ)	うち耐震性の 不足する建築物 (ウ)		(オ) = (ア) + (エ)	うち耐震性を 有する建築物 (カ) = (イ) + (エ)	耐震化率 (%) (カ)/(オ) ×100
住 宅	127,100	57,300	69,800	375,900	503,000	433,200	86.1

注-1：住宅の現状は、平成25年（2013年）住宅・土地統計調査による平成25年（2013年）10月1日時点の人が居住する住宅数等を基に推計しました。

注-2：100戸未満は四捨五入しています。

3-3 耐震化率の目標

国は、平成17年（2005年）の住宅・建築物の地震防災推進会議の提言において、東海地震等が発生した場合の死者数と経済被害額を10年後に平成17年（2005年）時点の被害想定から半減させるため、多数の者が利用する建築物及び住宅の耐震化率75%を、平成27年（2015年）までに少なくとも90%にすべきという目標を掲げました。そして、平成28年（2016年）3月に改正した国の基本方針においては、平成32年（2020年）には95%にするという目標を掲げました。

また、広島県は、県計画において、過去5年間の耐震化率の推移及び耐震化の促進のための今後の施策の効果等を踏まえ、平成32年度（2020年度）までに多数の者が利用する建築物を92%、住宅の耐震化率を85%に引き上げることを目標にしました。

本市においては、国の基本方針や県計画、第1期計画の計画期間における本市の耐震化率の推移、今後の施策の効果等を勘案し、多数の者が利用する建築物及び住宅について、耐震化率の目標を設定します。

		現状の耐震化率		目標
国	多数の者が利用する建築物	85%	⇒	95%
	住宅	82%	⇒	
広島県	多数の者が利用する建築物	86%	⇒	92%
	住宅	79%	⇒	85%

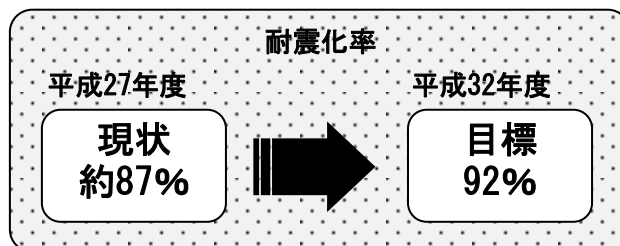
注：現状の耐震化率は、国においては平成25年、広島県においては平成27年度の推計値です。

(1) 多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標

多数の者が利用する建築物の耐震化率は、前述のとおりこの7年間において年平均0.86ポイントの伸び率にとどまっています。

この耐震化率の推移と今後の所有者等の耐震化への意識啓発や耐震診断、耐震改修への補助などの施策の効果により、平成32年度（2020年度）までに多数の者が利用する建築物の耐震化率を広島県と同様に92%以上とすることを目標とします。

この目標を実現するためには、今後、約240棟の耐震化（建替えを含む。）が必要と推計されます。



【耐震化率92%とするために耐震化が必要な建築物数】

(棟)

		H27年度 (2015年度) [a]	推移		H32年度 (2020年度) [a]-[b]+[c]	耐震化率 92%達成時	必要 耐震化数
			減失 [b]	新築 [c]			
耐震性有り	①	6,065	—	365	(ア) 6,430	(イ) 6,667	(イ) - (ア) 237
全棟数	②	6,982	100	365	7,247	7,247	
耐震化率(%)	①/②	86.9	—	—	88.7	92	
耐震性不足	②-①	917	100	0	817	580	

注-1：減失棟数は、現場調査等による平成20年（2007年）から平成26年（2014年）までの7年間の平均（20棟/年）が継続するものとして推計しています。20棟×5年=100棟

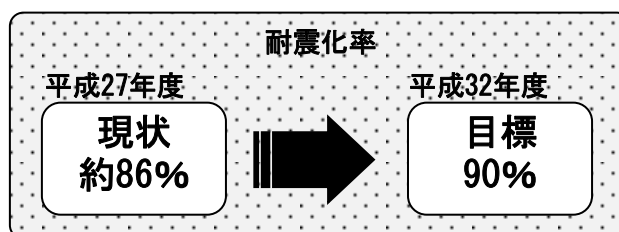
注-2：新築棟数は、広島市消防局データ（平成27年（2015年）3月）による平成22年（2010年）から平成26年（2014年）までの5年間の平均棟数（73棟/年）が継続するものとして推計しています。73棟×5年=365棟

(2) 住宅の耐震化率の目標

住宅の耐震化率は、前述のとおりこの7年間に於いて、年平均0.57ポイントの伸び率となっています。

この耐震化率の推移と今後の所有者等の耐震化への意識啓発や耐震診断、耐震改修への補助などの施策の効果により、平成32年度（2020年度）までに住宅の耐震化率を90%以上とすることを目標とします。

この目標を実現するためには、今後、約8,100戸の耐震化（建替えを含む。）が必要と推計されます。



【耐震化率90%とするために耐震化が必要な住宅数】

(戸)

		H27年度 (2015年度) [a]	推移		H32年度 (2020年度) [a]-[b]+[c]	耐震化率 90%達成時	必要 耐震化数
			減失等 [b]	新築 [c]			
耐震性有り	①	433,200	28,500	41,300	(ア) 446,000	(イ) 454,100	(イ) - (ア) 8,100
全住戸数	②	503,000	39,700	41,300	504,600	504,600	
耐震化率(%)	①/②	86.1	—	—	88.4	90	
耐震性不足	②-①	69,800	11,200	0	58,600	50,500	

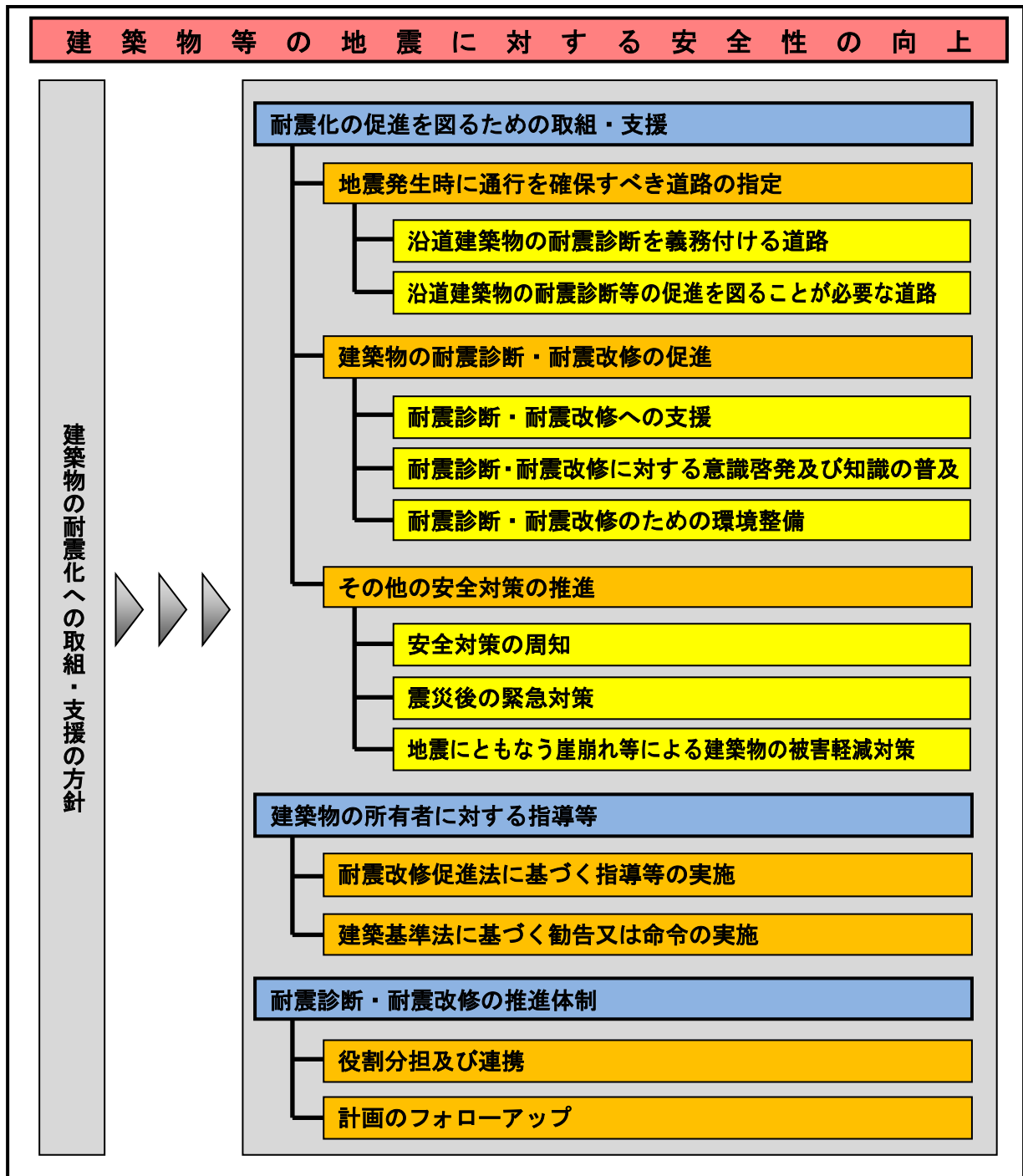
注-1：平成32年度（2020年度）までの新築、減失等の戸数の推移については、住宅・土地統計調査を利用し推計しました。

注-2：100戸未満は四捨五入しています。

第4章 建築物等の耐震化に関する基本的な方針

4-1 建築物等の地震に対する安全性の向上に係る取組・支援の体系

建築物等の地震に対する安全性の向上に係る取組・支援については、次の体系により取り組んでいきます。



4-2 建築物の耐震化への取組・支援の方針

建築物の耐震診断・耐震改修は、その所有者や地域社会が、「わが身は自分で守る」という自衛・自助の精神、「わが町は自分たちで守る」という相互扶助や連帯の精神の下に、自らの責任において取り組むことが原則であり、こうした取組を通じて、建築物等の安全性を確保することが防災対策上重要です。

本市は、この認識に基づき、耐震化に取り組む建築物等の所有者を支援していくとともに、所有者への指導など必要な措置及び耐震化の推進体制の整備等を行うことにより、建築物の耐震化の目標達成に向けて取り組み、もって建築物等の地震に対する安全性の向上を図ります。

特に、平成25年（2013年）の耐震改修促進法の改正により、耐震診断を義務付けられた建築物や耐震診断を義務付けることができることになった建築物等、次の建築物の耐震化を促進することは、地震時の甚大な被害を軽減する上で効果が大いと考えられることから、本計画の計画期間である平成32年度（2020年度）までは、重点的にこれらの建築物の耐震化への取組・支援を行います。

また、住宅については、耐震性の不足しているものが約7万戸あることから、これまでの耐震化への取組を今後も継続して実施していきます。

重点的に耐震化の促進を図る建築物

①要緊急安全確認大規模建築物

耐震改修促進法において規定されている不特定多数の者や地震時の避難確保上特に配慮を要する者が利用する用途のものなどで、一定規模以上の旧耐震基準による建築物

②避難路等沿道建築物

震災時に、円滑な避難と物資の輸送等を阻害することがないように、沿道建築物の耐震診断の義務付けが必要として指定された道路（以下「避難路等」といいます。本計画では、5-1(1)(P19)で指定している。）の沿道にあって、地震により倒壊し道路を閉塞させるおそれのある旧耐震基準による建築物

③耐震診断を義務付けられた防災拠点建築物

病院、官公署など、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要なもので、県計画において指定されている建築物

(1) 要緊急安全確認大規模建築物

ア これまでの取組・支援

平成25年（2013年）の耐震改修促進法の改正により、不特定多数の者や地震時の避難確保上特に配慮を要する者が利用する用途のものなどで、一定規模以上の旧耐震基準による建築物（以下「要緊急安全確認大規模建築物」といいます。）については、地震に対する安全性を緊急に確かめる必要があるものとして、当該建築物の所有者は耐震診断を行い、その診断結果を平成27年（2015年）12月31日までに所管行政庁に報告しなければならないと規定されました。（用途・規模の要件は、P4の表を参照）

本市では、この義務付けられた耐震診断が円滑に進むよう、民間の要緊急安全確認大規模建築物を対象として、平成26年度（2014年度）に「広島市民間要緊急安全確認大規模建築物耐震診断補助制度」を創設し、平成27年度（2015年度）までの2か年、所有者への支援に努めました。

この耐震診断補助制度の活用（活用実績：21件）などにより、期限である平成27年（2015年）

12月31日までに耐震診断が実施され、その診断結果の報告を受けた物件については、今後、報告内容を精査した上で、診断結果を公表します。

また、耐震診断及びその結果報告が期限までに実施されなかった物件については、速やかに耐震診断が実施されるよう、引き続きその所有者に対して指導を行っていきます。

なお、「広島市民間要緊急安全確認大規模建築物耐震診断補助制度」は、報告期限が平成27年（2015年）12月31日末であるため、平成27年度（2015年度）をもって廃止しました。

イ 今後の取組・支援の方針

耐震改修促進法では、要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められたときは、その要緊急安全確認大規模建築物の所有者は、当該建築物について耐震改修を行うよう努めなければならないと規定されました。

要緊急安全確認大規模建築物は、不特定かつ多数の市民が利用する建築物や児童や高齢者などの避難確保上特に配慮を要する市民が利用する建築物であり、利用者の安全確保の観点からは、迅速な耐震化が望まれます。

このため、本市では、所有者に対して必要な指導・助言や指示を行うことにより、耐震化の必要性の理解と意識啓発に努めるとともに、新たな補助制度を創設し、所有者の取組を支援します。

また、要緊急安全確認大規模建築物のうち、本市有建築物については計画的な耐震改修に取り組んでおりこれを継続し、県有建築物については計画的な耐震改修を促します。

(2) 避難路等沿道建築物

平成25年（2013年）の耐震改修促進法の改正により、相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路等について、避難路等として指定し、その沿道の地震により倒壊し道路を閉塞するおそれのある旧耐震基準による建築物（以下「避難路等沿道建築物」といいます。）の所有者に、耐震診断の実施とその診断結果の所管行政庁への報告を義務付けることが可能となりました。

本市では、本計画において避難路等を指定し、地震によって沿道建築物がその道路を閉塞して通行を妨げることがないように、避難路等沿道建築物の耐震化を促進していきます。

今後、所有者に対して必要な指導・助言や指示を行うことにより、耐震診断の必要性の理解と意識啓発に努めるとともに、新たな補助制度を創設し、所有者の取組を支援します。

また、県計画において指定された本市域内の避難路等の沿道建築物の所有者に対しては、広島県と連携して、期限までに耐震診断を実施しその診断結果の報告が確実に実施されるよう指導・助言を行っていきます。

(3) 耐震診断を義務付けられた防災拠点建築物

平成25年（2013年）の耐震改修促進法の改正により、病院、官公署など、大規模な地震が発生した場合にその利用を確保することが公益上必要な建築物（以下「防災拠点建築物」といいます。）のうち、旧耐震基準によるものについては、都道府県が都道府県耐震改修促進計画において指定することで、その所有者に、耐震診断の実施とその診断結果の所管行政庁への報告を義務付けることが可能となりました。

広島県では、県計画において、防災拠点建築物のうち旧耐震基準によるもので、耐震診断を実施しておらず、耐震改修等の計画がない本市域内の次表の建築物については、耐震診断の実施とその結果報告を義務付け、その期限を平成31年（2019年）3月31日までとしています。

こうした耐震診断を義務付けられた防災拠点建築物のうち本市有建築物については、迅速に耐震診断を行うとともに、耐震診断の結果、耐震性の不足している建築物については、計画的に耐震改修を実施します。

また、広島県有施設については、迅速な耐震診断の実施を促すとともに、耐震診断の結果、耐震性の不足している建築物については、計画的な耐震改修の実施を促します。

なお、耐震診断を義務付けられた次表の防災拠点建築物は、現時点では公共施設のみとなっています。今後、民間建築物が位置付けられた場合には、耐震診断等に対する支援を検討していきます。

【本市域内の耐震診断を義務付けられた防災拠点建築物】 ※「県計画」から抜粋

名 称	大規模地震時の用途	備 考
南観音公民館	避難所	広島市有施設
草津公民館・集会所	避難所	広島市有施設
祇園公民館	避難所	広島市有施設
五日市公民館・佐伯勤労青少年ホーム	避難所	広島市有施設
南区スポーツセンター宇品体育館	避難所	広島市有施設
西区スポーツセンター	避難所	広島市有施設
南区スポーツセンター	避難所	広島市有施設
三滝少年自然の家	避難所	広島市有施設
可部火葬場	主要な火葬場	広島市有施設
湯来火葬場	主要な火葬場	広島市有施設
安佐南警察署庁舎車庫及び武道場	警察署	広島県有施設
安佐北警察署庁舎車庫、武道場及び検視室	警察署	広島県有施設
広島県警察本部別館出島庁舎（工場）庁舎	警察署	広島県有施設

(4) 特定既存耐震不適格建築物

耐震改修促進法では、多数の者が利用する建築物や一定量以上の危険物の貯蔵場又は処理場に供する建築物などの特定既存耐震不適格建築物については、当該建築物の所有者は耐震診断を行い、その結果、耐震性の不足している建築物については、耐震改修を行うよう努めなければならないと規定されています。

特定既存耐震不適格建築物のうち、多数の者が利用する旧耐震基準による建築物は、本計画の目標達成に向け、補助制度の活用を所有者に働きかけながら、耐震化の促進を図ります。

特に、学校、病院など防災上重要な拠点となる施設や老人ホーム、保育所など要援護者の利用する施設、5-1(2)で指定する緊急輸送道路の沿道にあり、地震による倒壊で当該道路を閉塞させるおそれのある建築物（避難路等沿道建築物を除きます。）については、優先的に耐震化を図るべき建築物であることから、積極的に所有者へ耐震化を促します。

(5) 住宅

国が首都直下地震の被害想定に用いた木造及び非木造建築物の全壊率を見ると、木造建築物は非木造建築物と比較し、非常に高い全壊率となる結果が示されています。

また、本市の現状の耐震化率を見ると、非木造建築物と比較し、木造建築物の耐震化が遅れている状況となっています。

このことから、木造住宅について優先的に耐震化を図るべき建築物とし、本計画で設定した耐震化率の目標の達成に向け、補助制度の活用を所有者に働きかけながら、耐震化の促進を図ります。

(参考) 市有建築物の耐震化

市有建築物の耐震化については、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災を教訓に、市有建築物の耐震化の優先順位を定めた「広島市有建築物の耐震性向上対策ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を作成し、区役所庁舎や消防局庁舎、消防署、児童生徒が一日の大半を過ごし、災害時には地域住民の避難場所となる学校等の耐震化を進めてきましたが、市全体から見ると未だ十分な状況にはありません。

また、平成26年1月に取りまとめた地震被害想定では、南海トラフ巨大地震が発生した場合、安佐北区を除く7区において、震度6弱が観測されるとされています。地震災害の発生時に、災害応急対策を円滑に実施するには、防災拠点となる公共施設等(災害応急対策の実施拠点となる庁舎や消防署所、避難所となる学校施設や公民館、災害時の医療救護施設となる病院や診療所など)の耐震化が不可欠です。

国の「南海トラフ防災対策推進基本計画」では、具体目標として、平成26年度からの今後10年間で、本市も指定されている「南海トラフ防災対策推進地域」においては、防災拠点となる公共施設等の耐震化率100%を目指すこととされています。

このことから、市有建築物の耐震化については、ガイドラインにおける建築物の耐震安全性の分類(資料)を踏まえつつ、防災拠点となる公共施設等の耐震化をより一層推進することとし、国の定めた平成35年度までにその耐震化率を100%とするよう耐震診断及び耐震改修を進めています。

第5章 耐震化の促進を図るための取組・支援

5-1 地震発生時に通行を確保すべき道路の指定

(1) 沿道建築物の耐震診断を義務付ける道路

ア 避難路等（沿道建築物の耐震診断を義務付ける道路）に関する事項

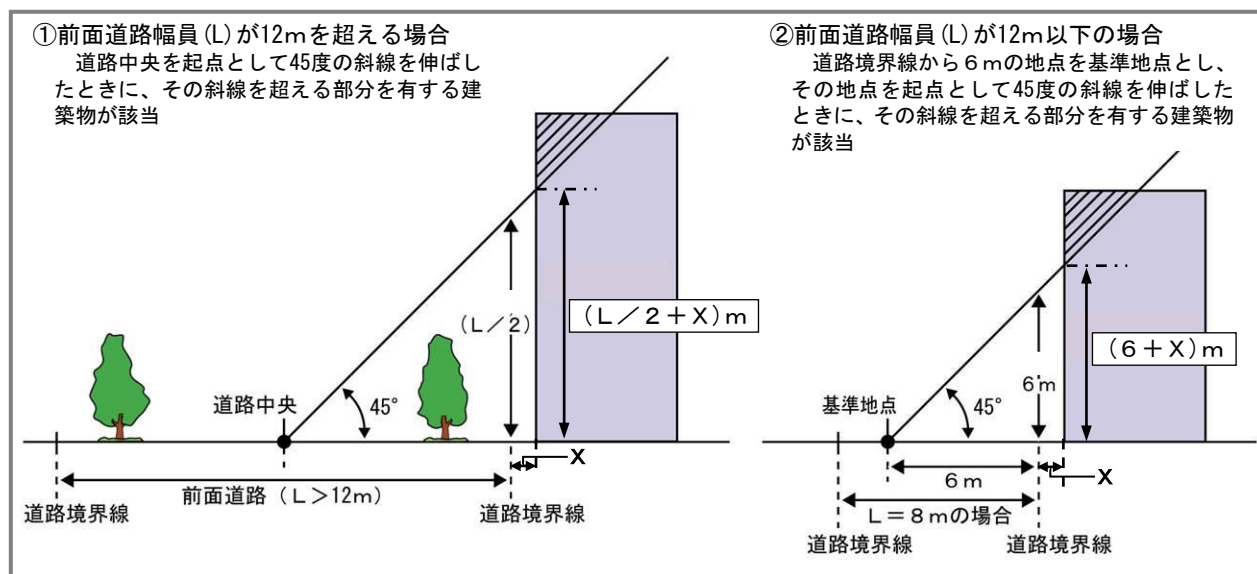
広島県では、県計画において、耐震改修促進法第5条第3項第2号及び国の基本方針第5第1項に基づき、広島県緊急輸送道路ネットワーク計画^(用語)に定める緊急輸送道路^(用語)のうち、市町の区域を越えて広域的な災害支援に資する道路を避難路等（沿道建築物の耐震診断を義務付ける道路）に指定しました。

本市では、耐震改修促進法第6条第3項第1号及び国の基本方針第5第2項に基づき、広島県が指定した避難路等を除き、次に該当する道路を中心に、広島県が指定した避難路等や防災拠点とのネットワークを考慮の上、地震発生時における円滑な避難と物資の輸送を確保すべき最優先の道路として避難路等を指定します（具体の路線は、次表のとおり。）。

- ① 本市域内におけるデルタ市街地を通過する道路
- ② 広島市地域防災計画（平成27年（2015年）3月改正）に位置付けられている第1次緊急輸送道路

この避難路等の指定により沿道の地震により倒壊し道路を閉塞させるおそれのある建築物の耐震診断が義務付けられますが、地震発生時においても避難路や輸送路としての機能が十分に発揮できるよう、これらの建築物の耐震化の促進を図ります。

【図 地震により倒壊し道路を閉塞させるおそれのある建築物（イメージ図）】



イ 耐震診断の結果の報告期限

アにより義務付けられた耐震診断の結果の報告期限は、平成33年（2021年）3月31日とします。

【本計画において指定する避難路等】

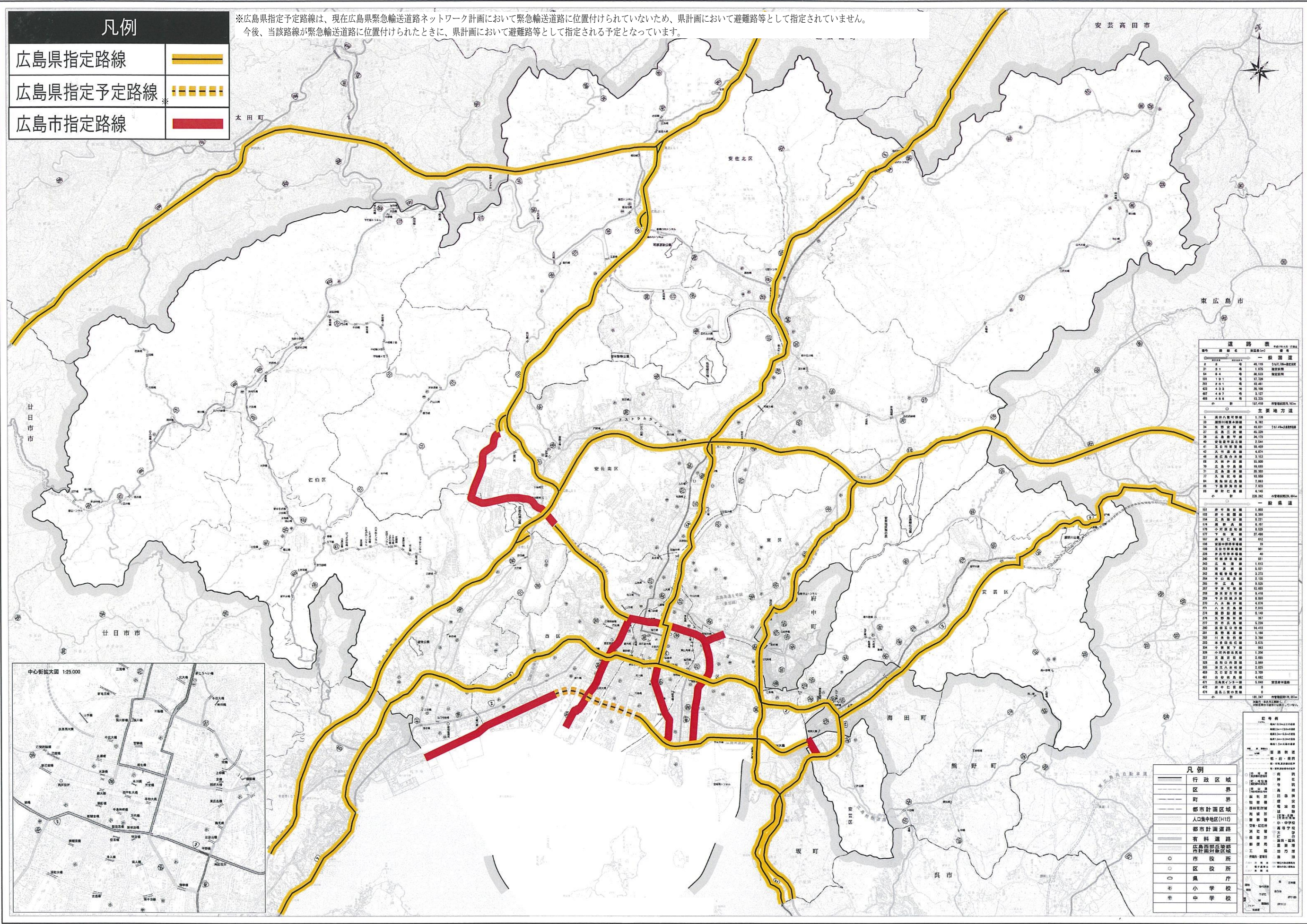
路線名	指定範囲		備考
	起点	終点	
臨港道路廿日市草津線	広島はつかいち大橋西詰 佐伯区五日市港四丁目1番地	新八幡川橋東詰 西区商工センター八丁目4番地	第1次緊急輸送道路
(一)南観音観音線(県道262号)	広島観音マリーナ 西区観音新町四丁目15番地	国道2号交点 西区南観音三丁目1番地	第1次緊急輸送道路 県総合グラウンド、広島ヘリポート
(一)矢野海田線(県道276号)	国道31号交点 安芸区矢野西二丁目地先	海田大橋入口交差点 安芸区矢野新町二丁目4番地	第1次緊急輸送道路
(一)広島海田線(県道164号)	的場交差点 南区の場町一丁目9番地	市道天満矢賀線交点 南区荒神町3番地	第1次緊急輸送道路
(主)広島三次線(県道37号)	的場交差点 南区の場町二丁目6番地	大正橋交差点 南区の場町一丁目7番地	第1次緊急輸送道路
(一)広島港線(県道243号)	市道鷹野橋宇品線交点 中区千田町一丁目3番地	国道2号交点 中区大手町五丁目1番地	第1次緊急輸送道路
市道鷹野橋宇品線	(一)広島港線交点 中区千田町一丁目3番地	広島港入口交差点 南区宇品西六丁目5番地	第1次緊急輸送道路 消防局、中消防署、広島赤十字・原爆病院
市道中広宇品線	市道駅前観音線交点 西区中広町一丁目3番地	宇品インターチェンジ入口交差点 南区宇品海岸三丁目11番地	国道54号との重複区間を除く。 第1次緊急輸送道路 中央公園、南消防署、広島競輪場
市道駅前観音線	市道中広宇品線交点 西区中広町一丁目3番地	国道2号交点 西区南観音町19番地	第1次緊急輸送道路 西消防署、西区役所
市道天満矢賀線	(一)広島海田線交点 南区荒神町3番地	東蟹屋町交差点 東区東蟹屋町4番地	第1次緊急輸送道路 東区役所
市道観音井口線	御幸川第1号橋東詰 西区扇一丁目1番地	市道西5区231号線交点 西区商工センター七丁目1番地	第1次緊急輸送道路 西警察署、広島サンプラザホール
市道西5区231号線	市道井口観音線交点 西区商工センター七丁目1番地	新八幡川橋東詰 西区商工センター八丁目4番地	第1次緊急輸送道路
市道安佐南4区454号線	広島高速4号線沼田料金所 安佐南区沼田町大塚	市道安佐南4区453号線交点 安佐南区沼田町大塚	第1次緊急輸送道路
市道安佐南4区453号線	市道安佐南4区454号線交点 安佐南区沼田町大塚	市道安佐南4区490号線交点 安佐南区大塚西五丁目2番地	第1次緊急輸送道路
市道安佐南4区490号線	市道安佐南4区453号線交点 安佐南区大塚西五丁目3番地	市道佐伯1区371号線交点 安佐南区伴南一丁目2番地	第1次緊急輸送道路
市道安佐南4区486号線	市道安佐南4区739号線交点 安佐南区沼田町伴	市道安佐南4区608号線交点 安佐南区伴西二丁目1番地	第1次緊急輸送道路
市道安佐南4区608号線	市道安佐南486号線交点 安佐南区伴西二丁目1番地	広島自動車道西風新都料金所 安佐南区伴西二丁目6番地	第1次緊急輸送道路
市道安佐南4区739号線	市道佐伯1区371号線交点 安佐南区伴南五丁目7番地	市道安佐南4区486号線交点 安佐南区沼田町伴	第1次緊急輸送道路
市道佐伯1区371号線	市道安佐南4区490号線交点 佐伯区石内北二丁目1番地	市道安佐南4区739号線交点 佐伯区五日市町石内	第1次緊急輸送道路

【参考：県計画において指定されている避難路等（本市域内を通過する路線）】

路線名	指定範囲		備考
	起点	終点	
山陽自動車道	福山市 県界	大竹市 県界	第1次緊急輸送道路
中国横断自動車道 (広島自動車道・浜田自動車道)	広島市	北広島町 県界	第1次緊急輸送道路
中国縦貫自動車道	庄原市 県界	安芸太田町 県界	第1次緊急輸送道路
広島呉道路	南区仁保沖町	呉市	第1次緊急輸送道路
広島高速1号線	東区福田町	東区温品二丁目	第1次緊急輸送道路
広島高速2号線	東区温品二丁目	南区仁保沖町	第1次緊急輸送道路
広島高速3号線	南区仁保沖町	西区観音新町四丁目	第1次緊急輸送道路
広島高速4号線	西区中広町一丁目	安佐南区沼田町大塚	第1次緊急輸送道路
国道2号	福山市 県界	大竹市 県界	第1次緊急輸送道路
国道31号	海田町	呉市	第1次緊急輸送道路
国道54号	広島市	三次市 県界	第1次緊急輸送道路
出島海田線(海田大橋)	南区仁保沖町	坂町	第1次緊急輸送道路

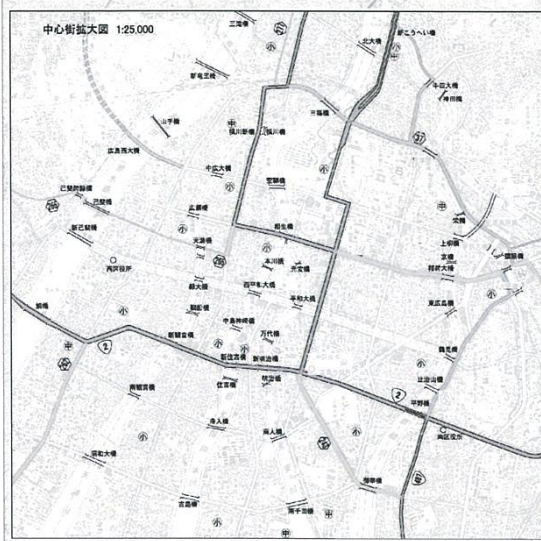
注 国道2号及び国道54号においては、上表の指定範囲のうち一部区間について、並行するバイパス等が避難路等として指定されている。

【避難路等の路線図（全体）】



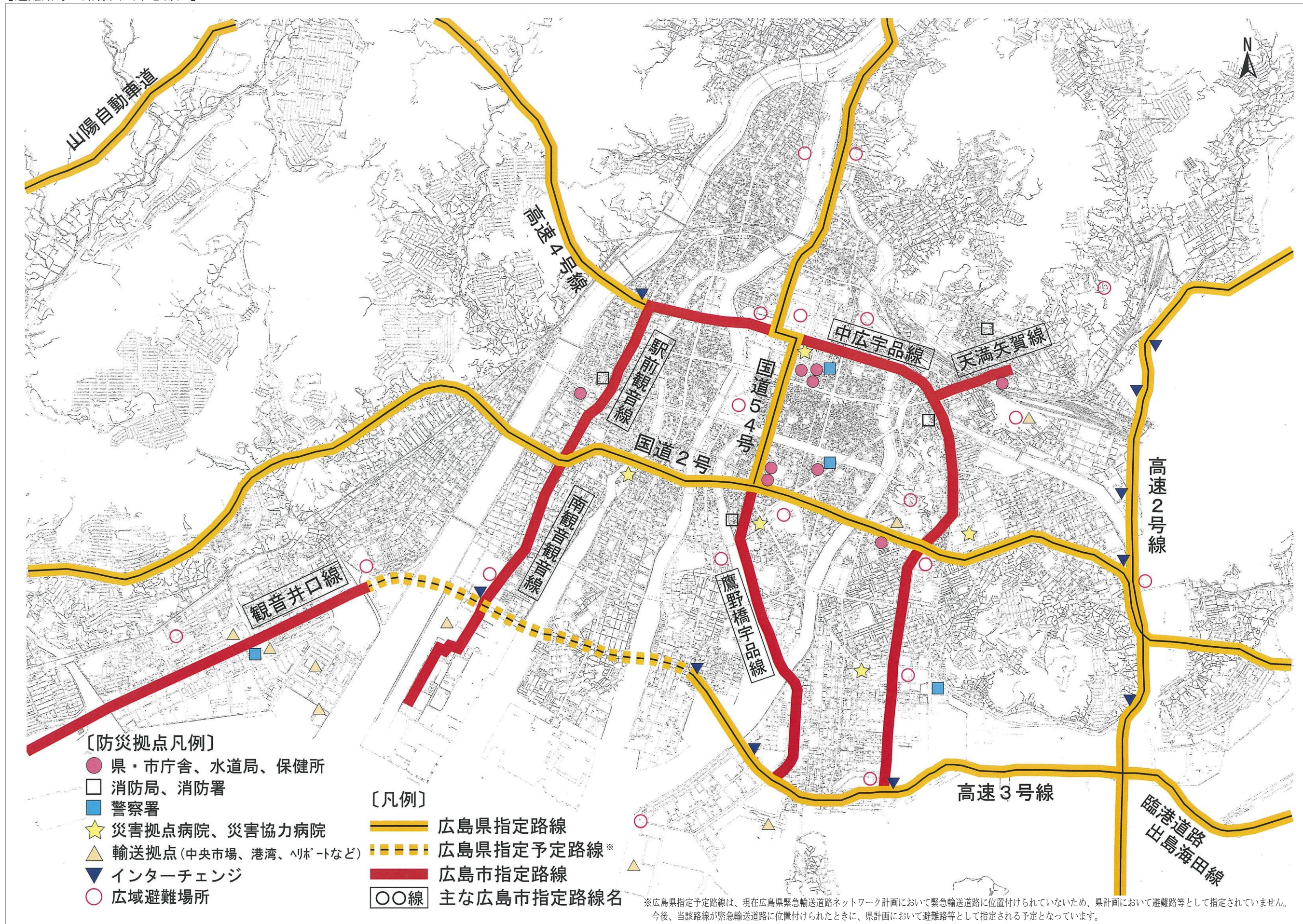
※広島県指定予定路線は、現在広島県緊急輸送道路ネットワーク計画において緊急輸送道路に位置付けられていないため、県計画において避難路等として指定されていません。
今後、当該路線が緊急輸送道路に位置付けられたときに、県計画において避難路等として指定される予定となっています。

路線番号	路線名称	延長(キロメートル)
1	広島県指定路線	148.118
2	広島県指定予定路線	3.1
3	広島市指定路線	4.4
4	広島市指定予定路線	1.9
5	広島市指定路線	2.0
6	広島市指定予定路線	4.3
7	広島市指定路線	4.7
8	広島市指定予定路線	4.8
9	広島市指定路線	4.8
10	広島市指定予定路線	12.2
11	広島市指定路線	12.2
12	広島市指定予定路線	12.2
13	広島市指定路線	12.2
14	広島市指定予定路線	12.2
15	広島市指定路線	12.2
16	広島市指定予定路線	12.2
17	広島市指定路線	12.2
18	広島市指定予定路線	12.2
19	広島市指定路線	12.2
20	広島市指定予定路線	12.2
21	広島市指定路線	12.2
22	広島市指定予定路線	12.2
23	広島市指定路線	12.2
24	広島市指定予定路線	12.2
25	広島市指定路線	12.2
26	広島市指定予定路線	12.2
27	広島市指定路線	12.2
28	広島市指定予定路線	12.2
29	広島市指定路線	12.2
30	広島市指定予定路線	12.2
31	広島市指定路線	12.2
32	広島市指定予定路線	12.2
33	広島市指定路線	12.2
34	広島市指定予定路線	12.2
35	広島市指定路線	12.2
36	広島市指定予定路線	12.2
37	広島市指定路線	12.2
38	広島市指定予定路線	12.2
39	広島市指定路線	12.2
40	広島市指定予定路線	12.2
41	広島市指定路線	12.2
42	広島市指定予定路線	12.2
43	広島市指定路線	12.2
44	広島市指定予定路線	12.2
45	広島市指定路線	12.2
46	広島市指定予定路線	12.2
47	広島市指定路線	12.2
48	広島市指定予定路線	12.2
49	広島市指定路線	12.2
50	広島市指定予定路線	12.2
51	広島市指定路線	12.2
52	広島市指定予定路線	12.2
53	広島市指定路線	12.2
54	広島市指定予定路線	12.2
55	広島市指定路線	12.2
56	広島市指定予定路線	12.2
57	広島市指定路線	12.2
58	広島市指定予定路線	12.2
59	広島市指定路線	12.2
60	広島市指定予定路線	12.2
61	広島市指定路線	12.2
62	広島市指定予定路線	12.2
63	広島市指定路線	12.2
64	広島市指定予定路線	12.2
65	広島市指定路線	12.2
66	広島市指定予定路線	12.2
67	広島市指定路線	12.2
68	広島市指定予定路線	12.2
69	広島市指定路線	12.2
70	広島市指定予定路線	12.2
71	広島市指定路線	12.2
72	広島市指定予定路線	12.2
73	広島市指定路線	12.2
74	広島市指定予定路線	12.2
75	広島市指定路線	12.2
76	広島市指定予定路線	12.2
77	広島市指定路線	12.2
78	広島市指定予定路線	12.2
79	広島市指定路線	12.2
80	広島市指定予定路線	12.2
81	広島市指定路線	12.2
82	広島市指定予定路線	12.2
83	広島市指定路線	12.2
84	広島市指定予定路線	12.2
85	広島市指定路線	12.2
86	広島市指定予定路線	12.2
87	広島市指定路線	12.2
88	広島市指定予定路線	12.2
89	広島市指定路線	12.2
90	広島市指定予定路線	12.2
91	広島市指定路線	12.2
92	広島市指定予定路線	12.2
93	広島市指定路線	12.2
94	広島市指定予定路線	12.2
95	広島市指定路線	12.2
96	広島市指定予定路線	12.2
97	広島市指定路線	12.2
98	広島市指定予定路線	12.2
99	広島市指定路線	12.2
100	広島市指定予定路線	12.2



凡例	説明
行政区界	行政区界
区界	区界
町界	町界
都市計画区域	都市計画区域
人口集中地区(H12)	人口集中地区(H12)
都市計画道路	都市計画道路
有料道路	有料道路
広島市指定避難路	広島市指定避難路
市役所	市役所
区役所	区役所
県庁	県庁
小学校	小学校
中学校	中学校

【避難路等の路線図（中心部）】



(2) 沿道建築物の耐震診断等の促進を図ることが必要な道路

5-1(1)において指定した避難路等以外であっても緊急輸送道路は、地震発生時に沿道建築物の倒壊によって通行を妨げられることがなく、避難路や輸送路としての機能が十分に発揮されることが望めます。

広島県は、県計画において、耐震改修促進法第5条第3項第3号及び国の基本方針第5第1項に基づき、広島県緊急輸送道路ネットワーク計画に定める緊急輸送道路のうち、避難路等以外の道路を、沿道建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要な道路として指定しました。

本市においては、本市の地域防災計画に位置付けられた緊急輸送道路(第1次～第3次)のうち、広島県及び本市が指定した避難路等以外の道路について、耐震改修促進法第6条第3項第2号及び国の基本方針第5第2項に基づき、耐震診断等の促進を図ることが必要な道路として指定します(具体の路線は次表のとおり)。

この指定した緊急輸送道路沿道の地震により倒壊し道路を閉塞させるおそれのある建築物は、特定既存耐震不適格建築物として、耐震診断等の促進を図ります。

【沿道建築物の耐震診断等の促進を図ることが必要な道路】

	路線名	起点	終点	路線名	起点	終点
第1次緊急輸送道路	国道2号(宮島街道)	西区庚午北一丁目	広島市・廿日市市境	(主) 広島湯来線	西区田方二丁目	佐伯区五日市町石内
	国道183号	中区紙屋町二丁目	安佐南区中須二丁目	(主) 翠町仁保線	南区翠一丁目	南区仁保二丁目
	国道191号	安芸太田町・広島市境	安佐北区可部五丁目	(一) 広島海田線	南区的場町一丁目	南区大州四丁目
	国道261号	安佐北区安佐町飯室	広島市・北広島町境	(一) 原田五日市線	佐伯区五日市町石内	佐伯区海老園一丁目
	国道433号	佐伯区湯来町葛原	広島市・安芸高田市境	市道駅前大州線	南区松原町	南区荒神町
	国道487号	南区宇品海岸一丁目	南区皆実町一丁目	市道駅前吉島線	南区松原町	中区国泰寺町一丁目
	国道488号	佐伯区湯来町多田	佐伯区湯来町和田	市道白島牛田線	東区牛田本町四丁目	東区牛田本町四丁目
	臨港道路五日市線	佐伯区五日市港二丁目	佐伯区五日市港二丁目	市道常盤橋大芝線	東区牛田本町四丁目	東区牛田本町六丁目
	臨港道路出島1号線	南区出島三丁目	南区出島三丁目	市道鈴が峰田方線	西区鈴が峰町	西区鈴が峰町
	臨港道路出島2号線	南区出島二丁目	南区出島二丁目	市道草津鈴が峰線	西区草津新町二丁目	西区井口一丁目
	臨港道路宇品1号線	南区出島一丁目	南区出島一丁目	市道南4区843号線	南区出島二丁目	南区出島二丁目
	臨港道路宇品臨港線	南区宇品東三丁目	南区宇品海岸二丁目	市道西4区106号線	西区鈴が峰町	西区田方一丁目
	(主) 矢野安浦線	安芸区矢野新町二丁目	広島市・熊野町境	市道西4区210号線	西区扇一丁目	西区庚午中四丁目
	(主) 広島三次線	東区牛田新町三丁目	広島市・安芸高田市境	市道安佐北3区533号線	安佐北区三入二丁目	安佐北区三入二丁目
	(主) 広島三次線	南区松原町	東区牛田本町四丁目	市道中野瀬野線	安芸区中野東二丁目	安芸区中野東町
	(主) 広島三次線	南区比治山本町	南区的場町一丁目	市道中野瀬野線	安芸区瀬野南町	安芸区上瀬野南1丁目
	(主) 五日市簡賀線	佐伯区城山一丁目	佐伯区湯来町葛原	市道押手線	安芸区中野東二丁目	安芸区中野東二丁目
	(主) 五日市簡賀線	佐伯区湯来町多田	広島市・安芸太田町境	市道平原線	安芸区中野東五丁目	安芸区中野東町
	(主) 広島中島線	東区東蟹屋町	東区温品一丁目	市道瀬野線	安芸区上瀬野一丁目	安芸区上瀬野南一丁目
	(主) 広島中島線	東区馬木四丁目	東区福田一丁目			
第2次緊急輸送道路	(主) 広島豊平線	安佐南区中須一丁目	安佐南区沼田町伴	市道中島吉島線	中区中島町	中区南吉島一丁目
	(主) 安佐豊平芸北	安佐北区安佐町鈴張	広島市・北広島町境	市道東4区19号線	東区牛田本町一丁目	東区牛田本町三丁目
	(主) 広島中島線	東区福田一丁目	安佐北区上深川町	市道東4区266号線	東区牛田南一丁目	東区牛田本町一丁目
	(主) 広島中島線	安佐北区上深川二丁目	安佐北区可部南三丁目	市道東4区1号線	東区牛田南一丁目	東区牛田南一丁目
	(主) 広島湯来線	佐伯区五日市町石内	安佐南区沼田町伴	市道東5区36号線	東区二葉の里二丁目	東区二葉の里二丁目
	(主) 五日市簡賀線	佐伯区隅の浜二丁目	佐伯区千同二丁目	市道霞庚午線	中区千田町三丁目	西区庚午中四丁目
	(主) 東海田広島線	中区東白島町	西区横川町三丁目	市道霞庚午線	南区翠二丁目	南区皆実町五丁目
	(主) 東海田広島線	東区東蟹屋町	南区大須賀町	市道比治山庚午線	南区比治山本町	西区己斐本町一丁目
	(主) 東海田広島線	府中町・広島市境	東区矢賀新町一丁目	市道比治山東雲線	南区比治山本町	南区段原三丁目
	(一) 広島海田線	中区基町	南区的場町一丁目	市道段原蟹屋線	南区段原三丁目	南区西蟹屋四丁目
	(一) 広島海田線	南区大州四丁目	広島市・府中町境	市道草津沼田線	南区段原三丁目	南区西蟹屋四丁目
	(一) 広島海田線	府中町・広島市境	広島市・海田町境	市道駅前観音線	西区商工センター二丁目	西区田方三丁目
	(一) 広島海田線	南区皆実町二丁目	中区国泰寺町二丁目	市道西3区82号線	西区横川町二丁目	西区中広町二丁目
	(一) 伴広島線	安佐南区沼田町伴	安佐南区沼田町伴	緊急用河川敷道路	西区己斐本町一丁目	西区己斐本町二丁目
	(一) 伴広島線	中区堺町二丁目	中区榎町	市道高陽沼田線	太田川河川敷(旭橋)	太田川河川敷(祇園大橋)
	市道御幸橋三篠線	中区東千田町二丁目	中区東白島町	市道高陽可部線	安佐南区中筋一丁目	安佐南区中須一丁目
	市道横川江波線	中区堺町二丁目	中区江波南二丁目		安佐北区落合五丁目	安佐北区深川二丁目
第3次緊急輸送道路	(主) 広島中島線	南区猿橋橋町	東区愛宕町			
	(一) 府中祇園線	東区中山西二丁目	東区戸坂千足一丁目			
	(一) 中山尾長線	東区中山南一丁目	東区愛宕町			

注：本計画(5-1(1))において指定されている避難路等の区間を除きます。

5-2 建築物の耐震診断・耐震改修の促進

建築物の耐震化を促進するため、補助制度や耐震改修促進法の認定制度の活用を促すことにより耐震診断・耐震改修の支援を行います。

また、建築物の耐震化は、所有者の意思決定が原動力になることから、地震防災マップの周知、相談体制の整備、情報提供の充実による意識啓発及び知識の普及を図るとともに、耐震診断・耐震改修を担う人材の育成、技術力の向上等を図ります。

(1) 耐震診断・耐震改修への支援

ア 要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修に対する補助制度

要緊急安全確認大規模建築物は、地震によって倒壊等した場合に、多くの利用者の生命・身体に危害を及ぼすものであることから、耐震診断が義務付けられ、その診断結果の報告期限は平成27年（2015年）12月31日とされました。

耐震診断の結果、耐震性の不足していた建築物については、耐震化を図るために、次のステップである補強設計や耐震改修を実施する必要があります。

しかしながら、これら大規模建築物の耐震改修等には多大な経費を要するため、このことが所有者にとって耐震改修等の実施を躊躇する一因となっていることから、震災時における市民の安全の確保を図るために、民間の要緊急安全確認大規模建築物の補強設計や耐震改修に対する補助制度を創設します。

イ 避難路等沿道建築物の耐震診断・耐震改修に対する補助制度

避難路等沿道建築物については、地震に対する安全性を確かめ耐震化を着実に進めるために、耐震診断を義務付けるものです。

本市が指定した避難路等の沿道建築物について、震災時における市民の安全や避難路等の機能の確保を図るために、まず耐震診断に対する補助制度を創設します。

また、耐震化のためには、耐震診断の結果耐震性の不足している建築物の耐震改修が必要であることから、耐震診断の実施状況を勘案し補強設計や耐震改修に対する支援策を検討します。

ウ 特定既存耐震不適格建築物の耐震診断・耐震改修に対する補助制度

特定既存耐震不適格建築物のうち、多数の者が利用する旧耐震基準による建築物については、平成21年度（2009年度）に創設した「広島市民間建築物耐震診断補助制度」の周知により耐震化の動機付けとなる耐震診断の実施を促します。このうち、緊急輸送道路の沿道にある地震により倒壊し道路を閉塞させるおそれのある建築物については、優先的に耐震化を図るべき建築物であることから、補助限度額を上乗せすることで、所有者を支援しています。

【支援策の検討等】

建築物の区分	耐震診断	補強設計・耐震改修
要緊急安全確認大規模建築物	平成26年度補助制度創設 (平成27年度終了)	平成28年度補助制度創設
避難路等沿道建築物(本市指定)	平成28年度補助制度創設	支援策を検討
耐震診断を義務付けられた防災拠点建築物	県計画において民間建築物が指定された場合に支援策を検討	
特定既存耐震 不適格建築物	多数の者が利用する建築物 緊急輸送道路沿道建築物	平成21年度補助制度創設 — —

【建築物の耐震診断・耐震改修補助制度に関する問い合わせ先】

都市整備局指導部建築指導課（P41の問い合わせ先一覧参照）

エ 住宅の耐震診断・耐震改修に対する補助制度

住宅の耐震化を促進するため、「広島市住宅耐震診断補助制度」に基づき、戸建住宅及び分譲マンションを対象として、耐震診断費の一部を補助しています。

また、「広島市住宅耐震改修設計補助制度」に基づき、木造住宅を対象として、耐震改修設計費の一部を補助しています。

今後は、さらに耐震化を促進するために、木造住宅を対象として、耐震改修工事費の一部を補助（再開）します。

（参考）耐震診断有資格者の登録

『広島市住宅耐震診断補助事業実施要綱』に基づく耐震診断を適切に実施するため、耐震診断に関する講習会を受講した建築士を、その者の申請に基づき「耐震診断資格者」として登録し、登録名簿を市窓口で閲覧に供しています。

この要綱に基づく耐震診断は、耐震診断資格者により実施することとしており、耐震診断を実施しようとする場合は、登録名簿から耐震診断資格者を選定することになります。

【住宅の耐震診断・耐震改修補助制度、耐震診断資格者の登録に関する問い合わせ先】

都市整備局住宅部住宅政策課（P41の問い合わせ先一覧参照）

オ 耐震改修促進税制

（ア）建築物（非住宅）

平成26年度（2014年度）の税制改正により、耐震改修促進法に基づき耐震診断が義務付けられた建築物に係る耐震改修投資促進のための特例措置が講じられました。

これにより次の要件を満たす建築物の耐震改修を行った場合、法人税・所得税の特別償却や固定資産税の減額措置を受けることができます。

本市では、この制度の情報提供に努め、耐震改修の促進を図ります。

【対象となる建築物（非住宅）の要件（概要）】

法人税・所得税 特別償却	・耐震改修促進法に基づき耐震診断が義務付けられた建築物 ・平成27年（2015年）3月31日までに耐震診断の結果報告を行い、その日以後5年以内に耐震改修が行われた建築物
固定資産税 減額措置	・耐震改修促進法に基づき耐震診断が義務付けられた建築物 ・耐震診断の結果報告を行い、平成26年（2014年）4月1日から平成29年（2017年）3月31日までの間に国の補助を受けて耐震改修が行われた建築物

（イ）住宅

平成18年度の税制改正により、住宅に係る耐震改修促進税制が創設されました。

これにより次の要件を満たす住宅の耐震改修工事を行った場合、所得税の特別控除及び固定資産税の減額措置を受けることができるものです。

本市では、この制度の情報提供に努め、耐震改修の促進を図ります。

【対象となる住宅の要件（概要）】

所得税額除	<ul style="list-style-type: none">・自らが居住の用に供している住宅・昭和56年（1981年）5月31日以前に着工された住宅（現行の耐震基準に適合しないものに限る）・平成25年（2013年）1月1日から平成29年（2017年）12月31日までの間に現行の耐震基準に適合する耐震改修が行われた住宅
固定資産税減額措置	<ul style="list-style-type: none">・昭和57年（1982年）1月1日以前から所在する住宅・平成18年（2006年）1月1日から平成30年（2018年）3月31日までの間に現行の耐震基準に適合する耐震改修が行われた住宅・耐震改修に要した費用の額が1戸当たり50万円以上であった住宅

【法人税・所得税の申告に関する問い合わせ先】

最寄りの税務署

【固定資産税の申告に関する問い合わせ先】

各市税事務所家屋係（P41の問い合わせ先一覧参照）

カ 耐震改修促進法による措置

耐震改修促進法においては、耐震化の円滑な促進のために、耐震改修の計画の認定などの措置が講じられています。

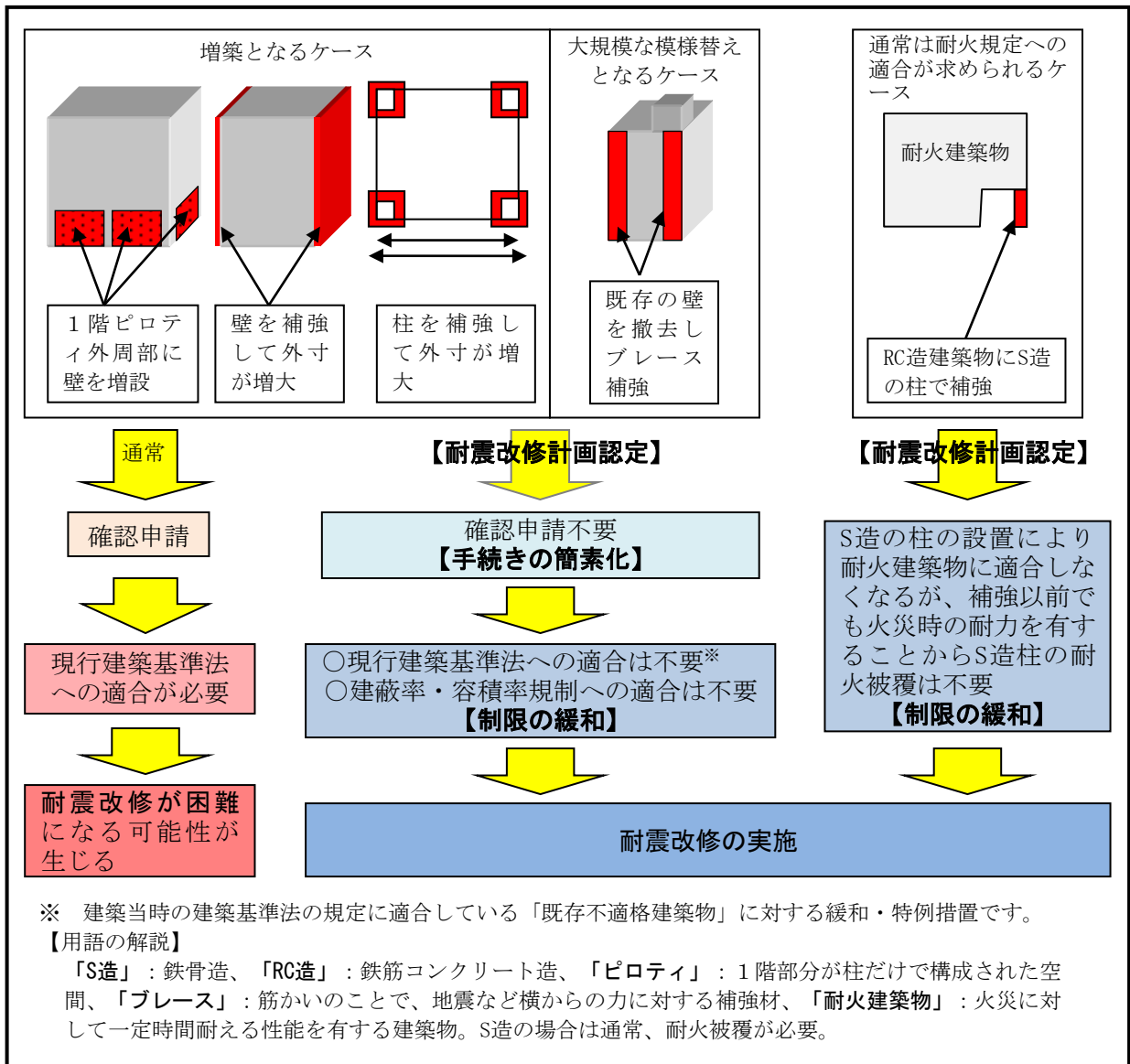
本市では、この認定手続きの方法などについて情報提供することにより、耐震改修の促進を図ります。

（ア）建築物の耐震改修の計画の認定

耐震改修のための新たな壁や柱の新設、壁や柱の補強、外付けフレームの設置などは、建築基準法上「増築」になる場合があります。また、耐震改修の内容によって、「改築」、「大規模な修繕・模様替え」になる場合もあります。このような場合、既存の建築物に対して現行の建築基準法の規定が適用されるため、耐震改修以外の改修工事が必要になり経費の増加となる場合や、改修工事そのものが不可能となる場合もあります。このことが、耐震改修を妨げる原因の一つにもなります。

耐震改修促進法においては、耐震改修促進法第17条に基づく耐震改修計画の認定を受けることで、増築等に該当する場合であっても建築確認申請の手続きが簡素化されるとともに、既存不適格部分に対する現行の建築基準法への適合や建蔽率、容積率規制への適合は不要となるなど、耐震改修の円滑な実施のための措置が講じられています。

【耐震改修計画認定による制限の緩和・特例】（例示）



(イ) 建築物の地震に対する安全性に係る認定

耐震改修促進法第22条に基づき、耐震性を有する旨の認定を受けた建築物は、その建築物本体や広告に右のようなマークを表示することで、市民等の利用者に対して当該建築物が耐震性を有していることを情報提供することができます。

この制度は、新耐震基準により建てられた建築物も含め、耐震性を有している全ての建築物が対象です。

(注意) このマークは、建築物の所有者からの申請により任意に表示されるものです。したがって、マークが表示されていない建築物であっても耐震性が不足しているというものではありません。



(ウ) 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定

耐震診断の結果、耐震性の不足している区分所有建築物は、耐震改修促進法第25条の規定に基づき、耐震改修の必要性に係る認定を受けることで、大規模な耐震改修工事により柱や壁、梁などの構造部分を変更・改修する場合の決議要件を、建物の区分所有等に関する法律で定められている、区分所有者及び議決権の各3/4以上から過半数に緩和することができます。

【耐震改修計画の認定に関する問い合わせ先】

各区役所建築課（P41の問い合わせ先一覧参照）

【その他の認定に関する問い合わせ先】

都市整備局指導部建築指導課（P41の問い合わせ先一覧参照）

(2) 耐震診断・耐震改修に対する意識啓発及び知識の普及

ア 地震防災マップの周知

建築物の耐震化を促進するためには、その地域において発生のおそれがある地震の概要やその地震による建物被害等の可能性など、危険性の程度を住民に伝えることにより、地震防災対策を自らの問題・地域の問題として住民の注意を促し、防災意識の高揚を図ることが重要です。

本市では、広島市地震被害想定調査（平成25年度（2013年度））の結果を元に、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度、必要な防災対策など、多角的な情報発信のできる地震防災マップを作成し本市ホームページへ掲載しており、この周知に努めます。

（参考）【本市の地震防災マップの概要】

1 広島市に大きな影響を与える地震について

本市に大きな影響を与えると想定される六つの地震の地震位置や地震規模、震源深さなどを掲載

2 揺れやすさマップ

地震被害想定調査において、想定地震の規模、震源からの距離、地盤条件等を基に250メートルメッシュごとの震度分布を想定したマップを掲載

3 地震による地域の危険度（防災カルテ）

地震被害想定調査結果を基にして、小学校区別に危険度評価結果のレーダーチャートなど、次の事項を掲載し、地域の危険度（地震リスク）を相対的に表した防災カルテを掲載
（防災カルテに記載している情報）

①想定地震、②総合危険度、③自然現象、④建物被害想定、⑤人的被害想定、⑥ライフライン被害想定、⑦避難者数、⑧避難場所

4 地震に対する備え

耐震診断の補助制度や耐震改修促進税制、家具の地震対策について掲載

イ 相談体制の整備

建築物の所有者等が安心して耐震診断・耐震改修を実施できるよう、市役所本庁及び各区役所に耐震相談窓口を設け、耐震診断・耐震改修の方法、支援制度などの知識の普及・啓発に努めます。

【本市の耐震診断・耐震改修に関する相談窓口】

各区役所建築課又は都市整備局指導部建築指導課（P41の問合わせ先一覧参照）

ウ 情報提供の充実

建築物の耐震化を促進するためには、建築物の所有者等が耐震化の必要性、重要性について認識する必要があります。

このため、本市の相談窓口に加え、ホームページ・広報紙の活用、パンフレットの配布、講習会等、様々な機会を活用して、耐震診断・耐震改修に関する情報提供の充実を図ります。

(ア) ホームページ等の活用

本市のホームページ・広報紙を活用して、支援制度の内容、地震防災マップなど地震防災に関する情報、建築物等の耐震化に関する情報、講習会等のイベント情報、耐震化の進捗状況など、地震防災に関する多様な情報を市民に提供します。

本市ホームページ：<http://www.city.hiroshima.lg.jp/>

本市広報紙：「ひろしま市民と市政」（毎月1日、15日発行）

(イ) パンフレットの配布

震災に関する情報、建築物等の耐震化に関する情報、既存建築物の安全対策など、それぞれの目的に応じたパンフレットを相談窓口において配布し、地震防災に関する知識の普及・啓発を図ります。

（参考）【配布するパンフレットの一例とその内容】

- 誰でもできるわが家の耐震診断((財)日本建築防災協会)
木造住宅を対象にした自己診断方法について
- 耐震診断・耐震改修のススメ((財)日本建築防災協会)
耐震改修促進法について
- 命をつなぐ緊急輸送道路（広島県土木建築局建築課）
緊急輸送道路沿道建築物の耐震化について
- 建物もあなたと同じ健康診断((財)日本建築防災協会)
建物の管理に関する情報について
- 地震にそなえて わが家の耐震知識((財)日本建築防災協会)
住宅の耐震化のための基礎知識について
- 地震にそなえて 窓ガラスの地震対策((財)日本建築防災協会)
窓ガラスの破壊・飛散防止対策について
- ごぞんじですか ブロック塀・石塀の安全なつくり方と補強方法を((財)日本建築防災協会)
ブロック塀等の安全点検・補強方法等について
- 備えあれば憂いなし(全国家具金物連合会)
家具の転倒防止対策について

(ウ) セミナー・講習会の開催支援

広島県、建築関係団体（(公社)広島県建築士会、(一社)広島県建築士事務所協会等）が開催する、建築士等による無料耐震相談会や耐震診断・耐震改修に関するセミナー・講習会について、その開催を支援し、建築物の所有者等に対し、耐震診断・耐震改修に関する知識の普及・啓発に努めます。

(エ) 住宅のリフォームに併せた耐震診断・耐震改修の促進

住宅のリフォームに併せた耐震改修等が促進されるよう、広島県、建築関係団体等と連携して、建築物の所有者、設計者、工事施工者等に住宅の耐震改修の必要性や耐震改修の工法などについて情報提供を行うように努めます。

また、市民が安心してリフォームを行える環境づくりを目的とした公的インターネットサイト「リフォネット」の周知に努めます。

【リフォネット】

運営：公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター

ホームページ：<http://www.refonet.jp/>

(3) 耐震診断・耐震改修のための環境整備

ア 耐震診断・耐震改修を担う技術者の養成等

広島県、建築関係団体、特定非営利活動法人（NPO法人）等と連携して、設計者、施工者等の建築関連技術者を対象とした耐震診断・耐震改修に関する講習会への参加を促し、耐震診断・耐震改修を行う優良な技術者の養成に努めます。

イ 耐震改修の工法の普及等

広島県、建築関係団体、特定非営利活動法人（NPO法人）等と連携して、耐震改修工事の実施事例を収集し、工法、装置、工事費、工事期間、耐震改修の効果等を把握、整理するとともに、建築物の所有者、設計者、施工業者等への情報提供に努めます。

5-3 その他の安全対策の推進

平成7年（1995年）に発生した兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）や平成15年（2003年）の十勝沖地震、平成17年（2005年）の福岡県西方沖地震などこれまでに発生した多くの地震においては、建築物の倒壊等による被害のみならず、建築物の内外において建築物に付属するものの落下などによる被害が多く発生しています。

このため、地震時における建築物に関するその他の安全対策として、次の方針に基づき、安全対策の周知及び震災後の緊急対策の円滑実施を図ります。

(1) 安全対策の周知

ア ブロック塀等の倒壊対策

地震発生に伴いブロック塀や擁壁が倒壊した場合、下敷きになることで死傷者が発生したり、避難・救援活動のための道路の通行に支障をきたしたりすることが想定されます。

このため、これまで建築物防災週間^(用職)で行ってきた通学路、避難路等における危険箇所の点検や指導を引き続き行うとともに、所有者等に対し適切な維持管理や改修に関する意識啓発に努めます。

イ 窓ガラス、外壁タイル、屋外広告物等の落下対策

地震発生に伴う窓ガラスの破損、外壁タイルの剥落による落下や外壁設置広告板等の落下により死傷者が発生する可能性があります。また、落下物により避難・救援活動のための道路の通行に支障をきたすことが想定されます。

このため、これまで建築物防災週間で行ってきた建築物の所有者等に対する点検等の意識啓発や情報提供、改善指導を引き続き行います。

ウ 大規模空間を持つ建築物の天井の崩落対策

不特定多数の人々が利用する大規模空間を持つ建築物で、地震に伴い天井が落下・崩壊した場合は、被害の発生が想定されます。

このため、建築基準法施行令及び告示が改正され、脱落によって重大な危害を生ずるおそれのある天井の構造基準が強化されました。

強化された天井の構造基準には、既存建築物に設けられた天井の落下防止措置についても定められていることから、所有者等に対する情報提供を行い適切な維持管理や改修に関する意識啓発に努めます。

エ エレベーターの閉じ込め対策

地震時のエレベーターの緊急停止によるかご内への閉じ込めに対応するため、関係団体と連携し、地震時のエレベーターの運行方法、閉じ込めが発生した際の対処方法について、建築物の所有者等に周知するとともに、エレベーターかご内に緊急時の対応方法を掲示するなど、利用者への告知も促します。また、特に連絡装置、停電灯等の機能確保について、建築基準法第12条第3項による定期検査^(用職)の機会を捉え啓発を図ります。

さらに、施設管理者や保守業者に対しても、震災時における迅速な救出、復旧等の体制の整備を働きかけます。

オ 家具の転倒対策

地震時に住宅内での家具の転倒が生じた場合、死傷者の発生、避難、救助活動への支障などにつながります。

このため、家具の転倒等による被害防止対策の必要性を地震防災マップやパンフレットなどにより市民に周知するとともに、家具の固定方法や配置等について情報提供を行います。

カ 液状化対策

多くの都市機能が集中している太田川等のデルタ地帯や臨海部は、広島市地震被害想定調査(平成25年度(2013年度))において、地震時に地盤の液状化の危険性が高いとされており、地震防災マップに地震時における地盤の液状化や建築物の倒壊等の危険性等を示し、建築物の所有者等や市民に周知を図ります。

(2) 震災後の緊急対策

ア 被災建築物応急危険度判定

地震により被害を受けた建築物は、余震などにより倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒など人的被害を与える危険性があります。

被災建築物応急危険度判定は、大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる危険性を判定することにより、人命にかかわる二次的災害を防止することを目的としています。

そこで本市では、本市建築関係職員を対象として、被災建築物応急危険度判定を行うための応急危険度判定士を育成し、震災後の緊急対策として被災建築物の倒壊の危険性及び落下物の危険性等を調査し、被災建築物の使用の可否について判定を行います。

また、被災状況に応じて、被災建築物応急危険度判定体制を速やかに確保するため、広島県に対して応急危険度判定士の派遣要請や関係機関等への協力依頼等を行います。

【被災建築物応急危険度判定結果】

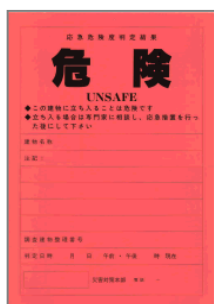
応急危険度判定士が判定を行った場合、判定結果は、「危険」・「要注意」・「調査済」の3種類の判定ステッカーを建築物の見やすい場所に表示します。

これにより、居住者はもとより建築物の付近を通行する歩行者などに対しても、その建築物が安全であるか否かを容易に識別できるよう情報提供することとしています。

これらの判定は建築の専門家が個々の建築物を直接見て回るため、被災建築物に対する不安を抱いている被災者の精神的安定にもつながるといわれています。

また、判定ステッカーには判定結果に基づく対処方法に関する簡単な説明や二次的災害防止のための処置についても明示してあるので参考とすることができます。

なお、判定結果に対する問い合わせ先もステッカーに表示しています。



(赤)

「危険」(赤色)は、その建物に立ち入ることは危険であることを意味しています。



(黄)

「要注意」(黄色)は、立ち入りには十分注意することを意味しています。



(緑)

「調査済」(緑色)は、建物は使用可能であることを意味しています。

イ 被災宅地危険度判定

地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、その後の余震により、宅地の崩壊等による人的被害が発生又は拡大する可能性があります。

そこで本市では、本市土木関係職員を対象とし、被災宅地危険度判定を行うための被災宅地危険度判定士を育成し、震災後の緊急対策として宅地の危険度判定を実施し、市民の安全の確保を図ります。

また、被災状況に応じて、広島県に対して被災宅地危険度判定士の派遣等を要請します。

【被災宅地危険度判定結果】

被災宅地危険度判定士が判定を行った場合、判定結果は、「危険」・「要注意」・「調査済」の3種類の判定ステッカーを宅地等の見やすい場所に表示します。

これにより、当該宅地の使用者・居住者はもとより宅地の付近を通行する歩行者などに対しても、その宅地が安全であるか否かを容易に識別できるよう情報提供することとしています。

また、判定ステッカーには、判定結果に基づく対処方法についての簡単な説明や二次災害防止のための処置についても明示してあるので参考とすることができます。

なお、判定結果に対する問い合わせ先もステッカーに表示しています。



(赤)

「危険宅地」(赤)は、その宅地に立ち入ることは危険であることを意味しています。



(黄)

「要注意宅地」(黄)は、その宅地への立ち入りには十分注意することを意味しています。



(青)

「調査済宅地」(青)は、その宅地の被災程度は小さいと考えられることを意味しています。

(3) 地震にともなう崖崩れ等による建築物の被害軽減対策

崖崩れ等の土砂災害は、降雨だけでなく、地震によっても発生するおそれがあることから、土砂災害から住民の生命の安全を確保するために、土砂災害特別警戒区域等の区域内にある既存不適格住宅からの移転や土砂災害特別警戒区域内にある既存不適格住宅・建築物の土砂災害対策改修に対して、本計画の対象建築物としている既存耐震不適格建築物以外も含め広く支援に取り組みます。

第6章 建築物の所有者に対する指導等

全ての既存耐震不適格建築物について、耐震化の適確な実施を確保するために必要があると認める場合は、その所有者に対して、耐震改修促進法による「指導」等、建築基準法による「勧告」又は「命令」等を実施します。

6-1 耐震改修促進法に基づく指導等の実施

(1) 指導及び助言

耐震改修が行われていない要緊急安全確認大規模建築物や要安全確認計画記載建築物の所有者に対しては、適宜、戸別訪問や文書などにより、耐震改修に関する「指導及び助言」を行います。

特定既存耐震不適格建築物の所有者に対しては、建築基準法第12条第1項による定期報告や建築物防災週間などの機会を捉え、パンフレットや啓發文書等により「指導及び助言」を行います。

その他の既存耐震不適格建築物の所有者に対しては、本市ホームページへの掲載やパンフレットの窓口での配布などにより耐震化への意識啓発を図ります。

(2) 指示

指導及び助言を行っても、なお耐震改修が行われていない要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物や耐震診断・耐震改修が行われていない一定規模以上の特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、当該建築物の耐震化に向けた取組状況に関し必要に応じて報告を求め、あるいは現場に立ち入り、検査し、用途（優先的に耐震化を図る建築物等）や立地（緊急輸送道路沿道等）、建物形状、状態等を勘案し、耐震化に関する「指示」を行います。

【指示対象となる一定規模以上の特定既存耐震不適格建築物一覧表】

	用 途	特定既存耐震不適格建築物 における指示対象規模要件
① 多数の者が 利用する 建築物	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む
	上記以外の学校	
	体育館	一般公共の用に供されるもので、 階数1以上かつ2,000㎡以上
	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	
	病院、診療所	
	劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数3以上かつ2,000㎡以上
	集会場、公会堂	
	展示場	
	卸売市場	
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ2,000㎡以上
	ホテル、旅館	
	賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿	
	事務所	
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ2,000㎡以上
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
幼稚園、保育所	階数2以上かつ750㎡以上	

①多数の者が利用する建築物	博物館、美術館、図書館	
	遊技場	
	公衆浴場	階数3以上かつ2,000㎡以上
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
	工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く)	
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数3以上かつ2,000㎡以上
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	一般公共の用に供されるもので、階数3以上かつ2,000㎡以上
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	階数3以上かつ2,000㎡以上	
②危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量(P5の表を参照)以上の危険物を貯蔵又は処理する建築物で、階数1以上かつ500㎡以上
③地震により倒壊し道路を閉塞させるおそれのある建築物		耐震改修促進計画で指定する道路(本計画5-1(2)(P23)で指定)の沿道建築物であって、一定の高さを超える(P6のイメージ図を参照)もの

(3) 公表

(2)の「指示」を受けた所有者が、正当な理由がなくその「指示」に従わず、耐震診断・耐震改修を実施しない場合や耐震診断・耐震改修の実施計画が策定されないなど、計画的な耐震診断・耐震改修の実施の見込みがないと判断される場合は、耐震改修促進法に基づいて、その旨を「公表」します。

6-2 建築基準法に基づく勧告又は命令の実施

(1) 建築基準法による勧告・命令の概要

建築基準法第10条では、一定規模を超える特殊建築物（建築基準法第6条第1項第1号に掲げる建築物）又は階数が5以上で延べ面積が1,000㎡を超える事務所等の用途の建築物（いずれも建築基準法第3条第2項の規定により第2章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認める場合は、保安上必要な措置をとるよう当該建築物の所有者等に「勧告」することができます。また、「勧告」を受けたが正当な理由がなくその「勧告」に係る措置をとらなかった場合、特に必要があると認めるときは、相当の猶予期限を付けてその「勧告」に係る措置を「命令」することができます。

(2) 勧告

6-1(3)の「公表」を行った建築物等のうち、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば地震に対する安全性について著しく保安上危険となるおそれがあると認められる場合は、その建築物の所有者等に対し、建築基準法第10条第1項に基づいて、当該建築物の除却、改築、修繕等を行うよう「勧告」します。

(3) 命令

(2)の「勧告」を受けた所有者等が、正当な理由がなくその「勧告」に係る措置をとらなかった場合は、建築基準法第10条第2項に基づいて、その「勧告」に係る措置を「命令」します。

また、「勧告」に関わらず、著しく保安上危険と認められる建築物については、当該建築物の所有者等に対し、速やかに、建築基準法第10条第3項に基づいて、除却、改築、修繕等を行うよう「命令」します。

なお、「勧告」及び「命令」は、国の策定した「既存不適格建築物に係る勧告・是正命令制度に関するガイドライン」を参考に行うものとします。

第7章 耐震診断・耐震改修の推進体制

建築物等の耐震化を効果的に促進させるため、県計画に基づき、建築物等の耐震化に係る各主体の役割分担を明確にするとともに、関係機関・建築関係団体等との連携強化、耐震診断・耐震改修の実施状況等のフォローアップなどにより、建築物の耐震化を着実に推進します。

7-1 役割分担及び連携

(1) 建築物の所有者の役割

- ア 本計画の対象建築物（市有建築物を除く。）の所有者は、自発的に耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うように努めます。
- イ 建築物に関するその他の地震対策として、ブロック塀等の倒壊防止、窓ガラス・外壁タイル・屋外広告物等の落下防止に努めます。
- ウ 地震に備えて地震保険の加入検討や家具の転倒防止対策を実施するよう努めます。

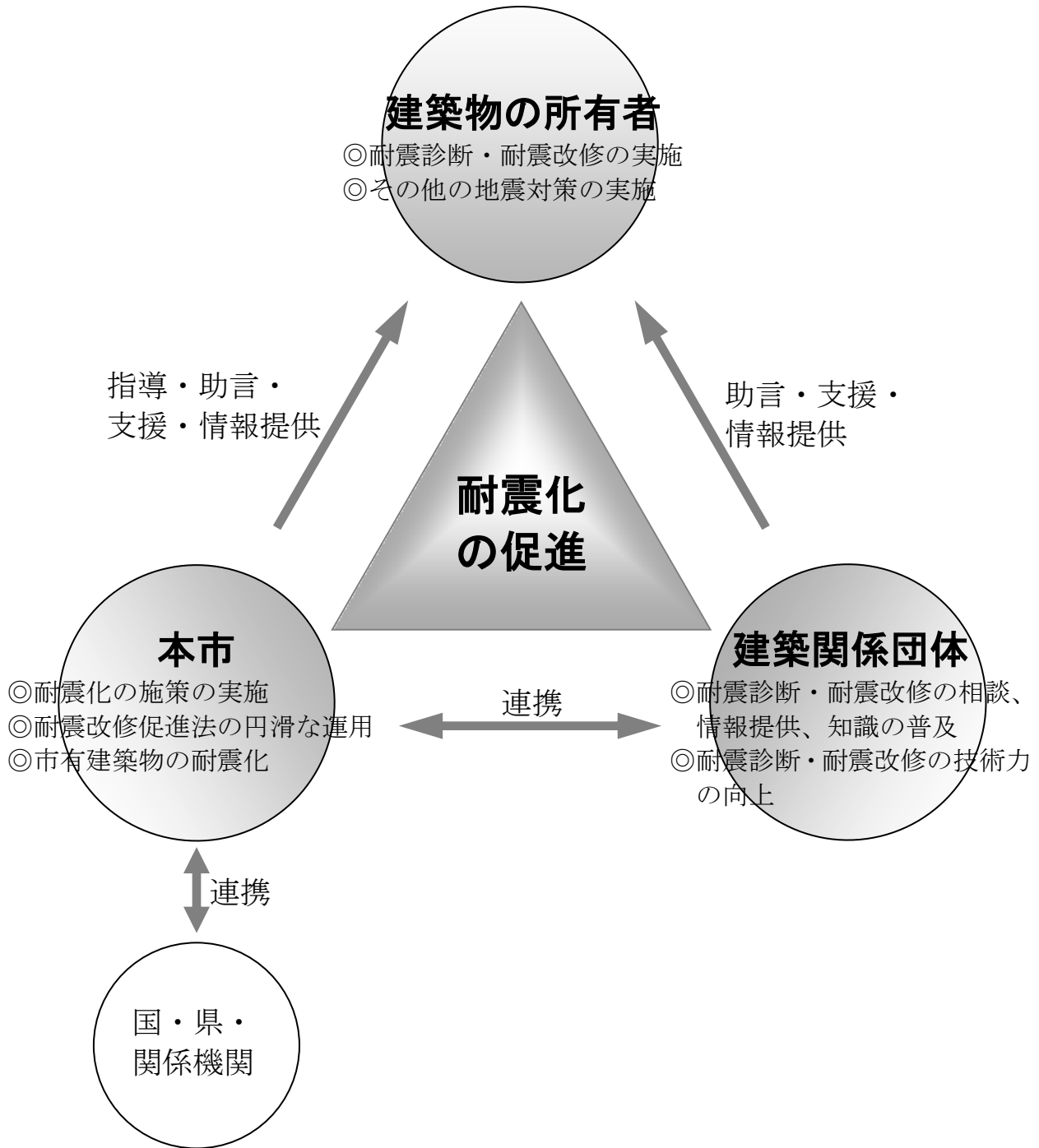
(2) 本市の役割

- ア 本計画に基づき、国や広島県、関係機関（耐震改修支援センター、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人都市再生機構、広島県住宅供給公社等）、建築関係団体、特定非営利活動法人（NPO法人）等と連携して、本計画で示した施策の実施に努めます。
- イ 広島県及び市町の主務課で構成される耐震改修促進計画市町調整会議（平成18年（2006年）11月設立）に参加し、耐震改修の促進に関する情報・意見交換を行うことにより、広島県及び他市町と連携した耐震化への取組を行います。
- ウ 耐震改修促進法に基づく耐震改修計画の認定や地震に対する安全性に係る認定、耐震改修の必要性に係る認定の各制度の周知を図るとともに、円滑な認定を行います。
- エ 本計画の対象建築物の把握、台帳の整備、耐震診断・耐震改修の進捗状況の把握に努めます。
- オ 地震防災に関する知識の普及・啓発、建築物の耐震化に関する情報提供、相談窓口の設置・運営、市有建築物の耐震化等を効果的かつ着実に進めるため、庁内関係部局が連携を図ります。
- カ 市有建築物について、その用途や規模などを考慮し、計画的に耐震診断・耐震改修の推進を図り、その結果を公表するよう努めるとともに、大規模空間を持つ建築物の天井崩落対策など、市有建築物の総合的な安全対策を推進します。

(3) 建築関係団体の役割

- ア 耐震診断・耐震改修の相談窓口を設けます。
- イ 耐震診断・耐震改修の情報提供、知識の普及・啓発を行います。
- ウ 耐震診断・耐震改修に関する講習会の開催など会員の技術の向上に努めます。
- エ 耐震改修の新技术に関する情報収集に努めます。

【役割分担及び連携のイメージ】



7-2 計画のフォローアップ

(1) 耐震化の進行管理

建築物の耐震化を着実に促進するため、要緊急安全確認大規模建築物や要安全確認計画記載建築物、旧耐震基準による特定既存耐震不適格建築物の台帳を基に耐震化の進捗状況を定期的に把握、整理し、効率的に耐震化への指導や助言等を行います。

(2) 計画の見直し

本計画は、国の基本方針や県計画、広島市地域防災計画の改定、社会情勢の変化、耐震化の目標達成状況等により、必要に応じて見直しを行います。

問合わせ先一覧

広島市（ホームページ： http://www.city.hiroshima.lg.jp/ ）			
内 容	部・課	住 所	電話番号
耐震診断・耐震改修の相談 耐震改修計画の認定 本計画、地震に対する安全性に係る認定及び耐震改修の必要性に係る認定（都市整備局建築指導課のみ）	中区役所建設部建築課	広島市中区国泰寺町一丁目4番21号	082-504-2579
	東区役所建設部建築課	広島市東区東蟹屋町9番38号	082-568-7745
	南区役所建設部建築課	広島市南区皆実町一丁目5番44号	082-250-8960
	西区役所建設部建築課	広島市西区福島町二丁目2番1号	082-532-0950
	安佐南区役所農林建設部建築課	広島市安佐南区古市一丁目33番14号	082-831-4952
	安佐北区役所農林建設部建築課	広島市安佐北区可部四丁目13番13号	082-819-3938
	安芸区役所農林建設部建築課	広島市安芸区船越南三丁目4番36号	082-821-4928
	佐伯区役所農林建設部建築課	広島市佐伯区海老園二丁目5番28号	082-943-9745
	都市整備局指導部建築指導課	広島市中区国泰寺町一丁目6番34号	082-504-2288
住宅の耐震診断・耐震改修補助制度	都市整備局住宅部住宅政策課	広島市中区国泰寺町一丁目6番34号	082-504-2292
固定資産税の減額措置	財政局中央市税事務所家屋係（中区、南区担当）	広島市中区国泰寺町一丁目4番21号	082-504-2566
	財政局東部市税事務所家屋係（東区、安芸区担当）	広島市東区東蟹屋町9番38号	082-568-7721
	財政局西部市税事務所家屋係（西区、佐伯区担当）	広島市西区福島町二丁目2番1号	082-532-0944
	財政局北部市税事務所家屋係（安佐南区、安佐北区担当）	広島市安佐南区古市一丁目33番14号	082-831-4936 082-831-5023

広島県（ホームページ： http://www.pref.hiroshima.lg.jp/ ）			
内 容	部・課	住 所	電話番号
広島県耐震改修促進計画	土木建築局建築課	広島市中区基町10番52号	082-513-4159

用語の解説

【P 1】

耐震設計基準

建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（耐震関係規定）による建築物の地震に対する安全性に係る構造基準のこと。

昭和53年（1978年）の宮城県沖地震など大規模な地震が続発したことから、建築物の地震に対する構造基準の見直しが行われ、昭和56年（1981年）6月1日に改正建築基準法が施行された。これ以降の耐震設計基準は、一般的に「**新耐震（設計）基準**」などと言われている。

この「新耐震（設計）基準」は、建築物が数回は遭遇する可能性のある地震（震度5程度）に対して、建築物が被害を生じないこと、数十年～100年に1度、すなわち建築物が1回遭遇するか否かという地震（震度6強程度）に対して、建築物に被害や変形が生じても崩壊に至らず、最低人命は保証することを目的にしている。

中央防災会議

内閣総理大臣をはじめ全閣僚、指定公共機関の代表者及び学識経験者により構成される。防災基本計画の作成や防災に関する重要事項の審議等行う。

住宅・建築物の地震防災推進会議

国土交通大臣のもと学識経験者、地方公共団体、各種団体により構成される。耐震化の目標設定や目標達成のための施策の方向、地震保険の活用方策などについて検討を行う。

特定建築物（「提言」における定義）

平成18年（2006年）当時の耐震改修促進法における特定建築物のこと。平成25年（2013年）に改正された耐震改修促進法では、特定既存耐震不適格建築物のことを指す（用途、規模等の要件はP 4、5の表を参照）。

耐震化率

あるカテゴリーの建築物のうち、耐震性を有している建築物の割合として求める。

耐震性を有している建築物とは、新耐震基準により建築された建築物と旧耐震基準により建築された建築物のうち耐震改修などにより所要の耐震性能が確保されている建築物との合計とする。

$$\text{耐震化率 (\%)} = \frac{\text{新耐震基準による建築物数} + \text{旧耐震基準による建築物のうち所要の耐震性能が確保されているものの数}}{\text{全建築物数}} \times 100$$

【P 2】

市町村（広島市）地域防災計画

市町村地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき策定するもので、災害予防、災害応急対策等に関して、市町村（広島市）及び防災関係機関等が行うべき事項を定め、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

【P 3】

既存耐震不適格建築物

現行の地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（耐震関係規

定) に適合しない建築物で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けている既存不適格建築物をいう。

【P7】

地震タイプ

地球の表面は何枚かのプレート（板状の岩盤）で覆われており、これらプレート間の押し合いやもぐり込み、あるいはそれに伴う岩盤どうしの押し合いによって徐々に岩石にひずみが蓄積される。ひずみが限界に達した時、岩盤内に急激な破壊によりエネルギーが解放され、地震が発生する。

県内に被害を及ぼすと考えられる地震は、発生メカニズムの違いによって、次の3タイプに分類できる。

<プレート間(海溝型)地震>

フィリピン海プレートの沈み込みによるプレート間地震であり、活動間隔が数十年～数百年と比較的短く、発生すれば甚大な被害をもたらす可能性がある。

<地殻内(活断層型)地震>

内陸部の比較的浅い地殻に生じる、いわゆる直下型の地震であり、プレート運動によって生じる圧縮力によって蓄積されたひずみエネルギーを解放するために陸域浅部で断層運動を生じる。

プレート間地震に比べて規模は小さいが局地的な激震が発生し、繰り返し周期は数千年から数万年

<プレート内(スラブ内)地震>

沈み込んだフィリピン海プレート内の地震であり、海側のプレートが陸側のプレートの下に沈み込んでいる部分(スラブ)のうち、深部が破壊されることにより発生する。50から100年間隔で発生

マグニチュード (M)

マグニチュードは、地震が発するエネルギーの大きさを表した指標値であり、マグニチュードが1増えるとエネルギーは約32倍となる。

マグニチュードには7種類あるが、日本で通常使用されるのは気象庁マグニチュードで、日本周辺で起こる地震を日本で観測したとき最も無理なく表現できるよう改良されたもの。

その他にモーメントマグニチュードがあるが、これはより正確に地震の規模を表す指標で、地震学で広く使われている。なお、その他の地震の大きさを表す指標である「震度」は、ある地点での地震の揺れの程度を表している。

【P9】

全壊

住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。

なお、液状化を原因とするものにおいては、外観目視調査で住家が1/20以上傾斜している場合、又は、床上1mまで地盤面に潜り込んでいる場合などは、全壊としている。

浸水を原因とするものにおいては、一見して浸水深の一番浅い部分が1階天井まで達した場合などは、全壊としている。

半壊

住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上

70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。

なお、液状化を原因とするものにおいては、外観目視調査で住家に不同沈下があり、かつ、傾斜が1/100以上1/20未満の場合、又は、基礎の天端下25cmまで地盤面下に潜り込んでいる場合は、半壊（うち傾斜が1/60以上、又は、床まで潜り込んでいる場合は大規模半壊）としている。

浸水を原因とするものにおいては、一見して浸水深の一番浅い部分が床上まで達した場合などは、半壊（うち床上1mまで達したものを大規模半壊）としている。

【P10】

耐震性を有する建築物

次のいずれかに該当する建築物を指す。これら以外の建築物は、耐震性の不足している建築物となる。

- ①新耐震基準により建築された建築物
- ②旧耐震基準により建築された建築物のうち、耐震診断により地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いと判定された建築物
- ③旧耐震基準により建築された建築物のうち、耐震改修後の耐震診断により地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いと判定された建築物

【P19】

広島県緊急輸送道路ネットワーク計画

平成7年の阪神・淡道大震災を契機に地震直後から発生する救命活動・物資輸送など緊急輸送を迅速かつ確実に実施する目的で、平成8年度に策定した計画をいう。その後、東日本大震災を契機に、国・県・政令市などの道路管理者、警察、防災部局などで構成する広島県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会で検討し、見直しを行っており、最新は平成25年（2013年）6月に改正している。

緊急輸送道路

阪神淡路大震災での教訓を踏まえ、地震直後から発生する緊急輸送や救急・消防活動を円滑に行うため、高速自動車国道、一般国道、これらを連絡する幹線道路及びこれらの道路と知事が指定する防災拠点連絡する道路をいい、第1次から第3次まで設定されている。

【P31】

建築物防災週間

広く国民を対象に建築物に関する防災知識の普及に努め、防災関係法令及び制度の周知徹底を図り、もって建築物の防災対策の推進に寄与するため、昭和35年（1960年）以来、毎年度2回（9月、3月）実施している。

建築物防災週間では、防災査察の実施、建物の所有者・管理者に対するパンフレット等の配布、広報紙による広報活動、相談窓口の設置などを行うほか、各回の重点事項を設けて建物の所有者・管理者に対する指導等を行っている。

定期検査

建築基準法第12条第3項の規定により、建築物の所有者又は管理者は、昇降機（エレベーター、エスカレーター）等の設備について、定期的に（広島市の場合は毎年）その現状を建築士等の専門家に調査・検査させて、その結果を特定行政庁（広島市）に報告することが義務づけられている。

また、建築物についても同様に、建築基準法第12条第1項の規定により、定期的（広島市の場合は3年ごと）に調査し、特定行政庁に報告することが義務づけられている。

広島市建築物耐震改修促進計画（第2期）

平成 28 年（2016 年） 4 月

広島市都市整備局指導部建築指導課

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号

電話番号 082-504-2288 ファクス番号 082-504-2529

E-mail : kenchiku@city.hiroshima.lg.jp